

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 6 月 22 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 8 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田・ 佐々木(勝) 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、菊地委員を御指名いたします。

この際、委員長より申し上げます。

今定例会に提出されております陳情第175号及び第198号につきましては、陳情者から6月19日付けで議長に対し取下げの申出書が提出されております。本件は、29日の最終本会議において取下げを許可することとなりますので、本委員会では審査しないことといたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「耐震化優先度調査について」

(教育) 総務管理課長

学校施設の耐震化優先度調査の結果について、資料に基づき報告いたします。

現行の耐震基準は、昭和56年に改正されておりますので、それ以前に建設された学校施設、小学校19校、中学校10校について、その耐震基準に適合していない可能性があることから、16年度、17年度の2年間にわたり、どの学校施設から耐震診断又は耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討するため、耐震化優先度調査を実施いたしました。

調査の方法であります、建築住宅課職員と私どもの職員が、柱、はり、壁、鉄骨の骨組みなど、設計図書での検証及び現場に出向き、壁などのひび割れや鉄骨のさびぐあいなど、目視で確認するとともに、壁のコンクリートを一部採取し耐力度を調査し、文部科学省が示している学校施設耐震化推進指針により、配布資料のとおり優先度の評価を行いました。

一覧表の見方ではありますが、左端に記しているのが優先度の順位となります。この評価に当たりましては、表の外に優先度ランクの表があります。 から の丸数字のほかに、1から4と数字を表示しておりますが、数値の近い方を上位としておりますし、同じ順位の場合は、コンクリート強度の小さい方を上位としております。

また、裏面につきましては、鉄骨造屋内運動場の一覧表ではありますが、優先順位1が優先度ランク、優先順位2から6までの優先度ランクで、優先度指標が7と同じ評価になっております。この場合は、建築年の古い方を上位といたしました。7位以下につきましては、ランクの指標も同じで、これも建築年が同じ場合は、後者の方の順位に合わせて評価、ランクづけを行いました。

なお、今後は、この裏面の策定フロー案のとおり、この調査結果と学校の適正配置計画との整合を図りながら、耐震化整備計画を策定してまいりたいと考えております。

委員長

「新博物館についての意向調査集計結果について」

(教育) 旭主幹

新博物館についての意向調査集計結果につきまして、報告いたします。お手元の資料をごらんください。

今回の調査は、新博物館開設に当たり、市民など利用者がどのような期待や要望を持っているかを推しはかるため、3月に実施したものです。

調査方法は、調査票による設問及び自由記入方式で、郵送若しくは直接手渡しし、回答していただきました。また、科学館・博物館窓口にも同じ調査票を置き、来館者に自由に記入していただき、その場で回答していただきました。さらにインターネットによる回答もいただきました。調査対象の詳細は資料で示したとおりですが、総配布数は1,185通、インターネットによる回収件数73件を含め733件の回答をいただきました。

分析結果であります。2 ページ以降のグラフなどで示しておりますが、新博物館に対する期待の高さが伝わってまいります。具体的には、小樽の歴史と自然に強い関心が向けられ、同時に、子供たちの教育環境の向上に意欲を持っていることやプラネタリウムなどを活用した天文や宇宙への関心や要望も見られました。また、現状の科学館・博物館における学習環境の変化に対する不安もうかがえました。

今後、準備室といたしましては、これらの貴重な御意見を踏まえ、基本計画の 7 ページに示しております新博物館のコンセプトを基に、早期に具体的な事業内容を検討し、より多くの市民が気軽に集える場、子供たちの学習意欲を高める場、小樽のことを伝える場としての期待にこたえられるような新たな博物館を開設していきたいと考えております。

委員長

「新博物館基本計画について」

(教育)八木主幹

新博物館の基本計画に関連して、報告いたします。

新博物館の基本計画案につきまして、昨年の第 4 回定例会で報告いたしましたが、本年 3 月末に教育委員会での協議、承認を得た上で、企画政策会議での決定をいただき、案をとり、基本計画となったものであります。

この基本計画につきまして、去る 6 月 16 日に各議員に配布いたしましたが、内容につきましては、既に説明いたしております基本計画案と変わりはありません。

本日は、あわせて配布してあります(仮称)新博物館整備事業基本計画図につきまして、説明いたします。

特に、この基本計画図につきましては、今ほど報告いたしました意向調査集計結果を参考に作成いたしました。初めに、配置図をごらんいただきます。配置図におきまして、赤い線で囲まれた部分が敷地になります。この中に、青い四角で囲み、黄色で示してございますけれども、ここに自動車車庫の新設を考慮しており、旧小樽交通記念館に展示又は所蔵してありました自動車を保管、展示いたします。また、中央上部の重要文化財機関車庫 3 号は、今年度と来年度に修復を予定しております。

次のページは、展示・内装工事の 1 階平面図であります。水色の部分は、共通用途として示してございますが、これまで屋外にありました改札ゲートの機能を廃止し、エントランスの手宮ホール側に駅をイメージした改札口を設けます。また、学芸員のいるレファレンスルームを配置することで、入館前のインフォメーションと無料スペースでの検索サービスを可能にしたいと考えてございます。薄紫色の部分は、旧交通記念館の展示をおおむね残し、照明や解説板などのリニューアルを行います。緑色の部分のうち左の方は、デジタル映像の投影機を備えたプラネタリウムにしたいと考えています。右の方は、科学の要素を取り入れた情報と鉄道の科学をテーマとした展示の新設を考えてございます。

次のページは、2 階平面図であります。下の方の緑色と黄緑色の部分は、それぞれ科学展示や企画展示を行っていききたいと考えてございます。右上の緑色の部分は、実験室として使っていきたいと考えてございます。なお、実施設計を行う中で具体的な内容を明らかにしてまいります。

委員長

「小樽市文化芸術振興条例の取組について」

(教育)生涯学習課長

「小樽市文化芸術振興条例」を資料として配布させていただいてございますが、本年 3 月に制定されましたこの条例のその後の取組と今後の予定について報告いたしたいと思っております。

条例の施行日でございますが、本年 7 月 1 日を予定してございます。この条例に基づく施策の実施に当たりましては、庁内関係部局による文化芸術振興連絡会議を設置するとともに、現在、市民や関係団体などに条例の周知を図りながら準備を進めているところでございます。

主な取組についてでございます。初めに、条例第 7 条の基本計画の策定につきましては、今後、庁内に策定組織を立ち上げ、公募市民を交えた文化芸術審議会の意見も聞きながら進めてまいりたいと考えております。文化芸術審議会につきましては、7 月に委員を委嘱し、年度内に 3 回程度の開催を予定しております。2 点目として、条例第 11 条から第 14 条までのアーティスト・バンクにつきましては、市のホームページを開設し、市内で活動する芸術家や団体などの登録情報を市民に提供するシステムを構築いたします。

なお、条例第 15 条の登録アーティストに対する施設使用料の減免制度につきましては、今後、審議会の意見をいただきながら、制度化を図ってまいりたいというふうに考えております。

委員長

「小樽市消防長期構想について」

(消防) 総務課長

小樽市消防長期構想につきまして、報告いたします。

このたび作成いたしました小樽市消防長期構想は、市町村における消防力の整備基準であります「消防力の基準」が平成 17 年 6 月に一部改正され、名称も新たに「消防力の整備指針」として示されたことなどに伴い、平成 15 年に消防本部が作成いたしました消防署所及び消防職員の適正配置計画を改めて総点検し、各事業との整合性を図りながら、総合的に検討する必要が出てきたものでございます。

この構想は、消防力の整備指針をはじめ、将来人口、本市の特性、財政状況などを踏まえて、本市における消防行政の将来像と各事業を計画的に進める上での方向性を示すことを目的に作成したものでございます。市民サービスの向上と効率的・効果的な消防行政の推進を基本目標といたしまして、計画期間であります平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間におきまして、目標とする組織体制の構築に向けて、それぞれの業務別に施策を展開していくものでございます。

項目ごとの説明は省略をさせていただきますが、今後はこの小樽市消防長期構想に基づき、各事業を着実に実行してまいりたいと考えております。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について順次説明願います。

「議案第 6 号ないし議案第 8 について」

(総務) 職員課長

議案第 6 号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、ここ数年の人件費削減効果から現状の職員数と定数条例上の職員定数との乖離が大きくなってきていることから、定数条例上の職員数を現状の職員数を基に変更するとともに、文言整理などの所要の改正を行うものです。この改正によりまして、現行の条例定数合計 3,034 人を 2,698 人へと 336 人削減するものであります。

続きまして、議案第 7 号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、加算対象職員がいなくなったことから、消防職員に対する退職手当の加算を廃止するとともに、目次をつけるなど所要の改正を行うものです。

次に、議案第 8 号小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、三つの法律等の一部改正に準ずるためであり、まず第 1 点目は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行によって、補償する通勤の範囲を拡大し、従前の住居と勤務場所との間の往復のほかに、勤務場所から他の勤務場所への移動及び単身赴任の場合の勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動を追加するためであります。この改正については、条例公布の日の施行を考えております。

また第 2 点目は、障害者自立支援法の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正によって、従前の身体障害者養護施設を障害者支援施設に改正するものであり、本年10月1日からの施行を考えております。

さらに、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正によって、従前の「監獄」を「刑事施設」に改正するものであり、条例公布の日からの施行を考えております。

委員長

「議案第19号について」

(消防)村岡主幹

議案第19号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきまして、説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い補償基礎額を改定するとともに、障害者自立支援法及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に、「監獄」を「刑事施設」と改正するものであります。

委員長

「議案第24号について」

(教育)生涯スポーツ課長

議案第24号小樽市銭函パークゴルフ場条例案について説明いたします。

銭函パークゴルフ場の設置については、他の体育施設とともに小樽市体育施設条例に依りて定められておりますが、平成19年4月1日より、銭函パークゴルフ場だけに指定管理者制度の導入を予定していることから、新たに設置条例を制定するとともに、小樽市体育施設条例及び小樽市体育施設条例の一部を改正する条例において、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第31号について」

菊地委員

議案第31号小樽市非核港湾例案の提案説明をします。

今議会では、米空母キティホーク入港に関する特別委員会が設置され、活発な論議がされてきたところです。キティホークがイラク戦争で巡航ミサイルトマホークを打ち込み、イラク市民を殺傷した危険な核武装の空母であり、乗組員が横須賀市で殺人事件を起こすなど、小樽市民に与える不安、恐怖ははかり知れません。

核兵器の搭載についても、その有無について肯定も否定もしないというアメリカの方針の下、三つの条件クリアで安全が確保されたことにはなりません。核兵器廃絶平和都市宣言の精神を満ち、地域住民の安全・安心を守る自治体の長として、その任務を全うするためにも、議会の意思として非核港湾条例の制定は大きな力になります。御賛同を訴え、提案とします。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

放課後児童クラブについて

初めに、放課後児童クラブについて尋ねたいと思います。

現行の放課後児童クラブ、ここを利用する方についてのその利用に関するお知らせをする方法というのは、現況どのようになっていますか。

(教育)生涯学習課長

放課後児童クラブの周知についてでございますけれども、各学校で入学説明会というのを大体 2 月くらいに行います。その際に、私どもは学校側と連携をとりまして、児童クラブの入会案内等の資料を保護者全員にお渡しいたしまして、その席で説明しているといったことでございます。

希望者には、その日にクラブ室の方も見せて、見学といったこともしてございます。

菊地委員

それは大体時期としては、入学説明会といえますから、2 月くらいになりますか。

(教育)生涯学習課長

今年の例でいきますと、各小学校でそれぞれ違うのですけれども、大体 2 月の初めから二十二、三日くらいまでというふうになってございます。

菊地委員

いろいろな制度の利用については、これまでも「広報おたる」とかそういうもので掲載してきたと思うのですが、放課後児童クラブの利用について「広報おたる」に掲載したという事例はありますか。

(教育)生涯学習課長

特に広報おたるによる周知というのはないのでございますけれども、ただ、私が先ほど申しましたように、対象の部分というのが学校に通う児童ということで限定されてございますので、この入学説明会の中で十分周知はできるのではないかとこのように考えております。

菊地委員

初めて小学校に子供を上げる父母の方々がどういふふうに情報を収集するかということについて、実は保育所の職員にいろいろ尋ねることもあるのです。その職員が、それは聞かれるものですから情報を収集しようと思って、直接教育委員会の方に尋ねる場合もあるのですが、なぜ「広報おたる」とか、そういうものにきちんと載せておいてくれないのだろうか、という苦情といえますか、申入れがあったものですから、ぜひ対象となる保護者だけではなくて、もっと広範な市民がきちんと情報を収集できて、お互いに情報交換ができるような改正を求めたいというふうに思います。

次なのですが、放課後児童クラブを利用できない子供について説明してください。

(教育)生涯学習課長

クラブを利用できないということでございますけれども、放課後児童クラブの運営要綱というもので私どもはやっております、その中に入会の対象者についてでございますけれども、児童が放課後に家に帰っても、例えば働いているとか、あるいは入院しているとか、そういったことで子供を監護することができない、そういった状況のときに、それを常としているといったところでこの入会対象というふうに決めてございます。

菊地委員

そういう子供を取り巻く環境が大きな要因だと思うのですが、それでは、活発な子供が放課後児童クラブを利用できないということは決してありませんね、確認しておきたいです。

そういう家庭事情があって、それは前提です。元気すぎる子供、活発すぎる子供が利用できないということはないですね。

(教育)生涯学習課長

家庭の状況によってこの制度というものはあるものですから、その子供が活発すぎるとか、そういったことでできないといった部分はございません。

菊地委員

それは、確認しておきます。

北小樽分館について

次に、北小樽分館について尋ねます。

先日、公明党の高橋議員がかなり詳しく聞いていただいたので、それを前提にして、私も北小樽分館を訪ねて、なかなか厳しい中で頑張っているというふうにして、その行く末については心配していたのですが、町会との話合いで、今後具体的な方向が見えているのでしょうか。そのことについて尋ねます。

教育部東田次長

北小樽分館につきましてですけれども、町会との話合いというのは、昨年の秋以降幾度かやらせていただいております。分館のあり方とか、存続に向けた対応策について、私ども行政側の考え方を示す中で、町会の方に相談してきたという経緯がございます。

特に昨年12月ですけれども、手宮地区の連合町会長会議の中で議題として取り上げていただいて、そこで現状の有償ボランティア制度の理解をいただいたという経緯があります。その後、何度かお話を重ねてきておりますけれども、なかなか具体的な方策というところには至らなかったというのが現状でございます。正直なところ申し上げますと、現在の有償ボランティアの方につきましては、3月31日まで現実に嘱託職員であった方をお願いをして継続していただいているというのが実情です。

この間、6月に入りましてから、近隣町会との具体的な話合いがしたいということで申し入れしましたところ、北小樽分館の方にお集まりいただきまして、さまざまな考えを伺うことができました。その中で、特に今すぐ現状の具体策に結びつくものというものはなかったわけですけれども、ここは我々行政側の創意工夫というものを加えると可能になるのではないかとというのが幾つかありましたので、それらについては検討を重ねた上で、現状の北小樽分館の継続の体制というものを考えていきたいと、そういうふうにあります。

菊地委員

もう一つ、建物なのですけれども、かなり老朽化していますし、ずいぶん前からストーブをつけないと大変だということもよくわかりました。行った時期が寒い時期だったものですから、ここで読書をするのもしんどいと思いましたが、あの上では相当無理がたたって大変な状況になるのではないかとこの思いもあるのですが、建物を補強して何とか持ちこたえろとか、そういうことはできないものなのでしょうか。

教育部東田次長

今の御質問でございますけれども、先般ちょっと話しましたけれども、清水会館という、昭和24年築という、50数年たっている建物でございますので、そもそも修繕を加え現状維持をするというのは、相当ランクの高い患者に手を加えていくのと同じくらい厳しいものがあるのかなという気がしておりますので、根本的な治療をやらなければという気がします。この間の町会との話合いの中で、清水町会長から新たな提案をいただいたのが、下の清水会館部分が今ほぼ使われていないという現状にあるものですから、そういうことから上の貸出し部分はそのままやっておいて、下で読書させるということも一部手を加えればできるかもしれないというような提案を、今、申し上げました提案の部分ではあったものですから、そういう研究もしなければならぬ。ただ、申し上げておきたいのは、そもそも50数年たっている建物です。いくら手を加えていっても無理だということがございますので、その辺の善後策は検討していかなければならぬ、そういうふうにあります。

菊地委員

北小樽分館の利用者がどんどん少なくなっているという現状はあるのですけれども、せっきくの財産ですので、縮小する方向ではなく、少しでも利用者を増やす方向で皆さんの英知を何とか実現できればいいというふうにあります。ぜひ、力強い支援といいますか、努力といいますか、それを教育委員会にはお願いしたいと思っております。

銭函パークゴルフ場について

銭函パークゴルフ場について尋ねます。

現行、委託していると思うのですが、その委託内容についてお知らせください。

(教育)生涯スポーツ課長

現在、銭函パークゴルフ場におきましては、芝生の維持・管理業務、それから受付等の施設管理及び使用料の徴収業務、それから仮設トイレを設置しておりますので、設置と管理の業務、この3本の業務を委託しております。

菊地委員

指定管理者制度に移行することによって、料金制度の中身について何か変わることがあるのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

業務の内容自体には変化はございませんけれども、ただ私どもが指定管理者制度にすることによって指定管理者に求めていると思っていることは、現行行われている利用者のサービスをさらに向上していただきたいということと、この三つの業務をさらに効率的に行うことによってコスト削減を図っていただきたいと、この辺を求めているというふうに考えております。

菊地委員

利用者のサービス向上といえますと、具体的にどういうことがあってサービス向上になるのか、まずそのことについて尋ねたいと思います。

(教育)生涯スポーツ課長

パークゴルフ場の場合、特に利用者の満足度の部分で言いますと、芝の状態が非常にその利用者の満足度を左右するような状態になっております。そういう面では、芝の管理を今まで以上にやっていただきたいというのが一つの希望ですし、あるいは利用者サービスの中では、自主事業といえますか、そういうことも提案いただければというように考えております。

菊地委員

芝の管理といえますと、実際的には予算が絡んでくるのではなからうかと思うのですが、あと自主事業とおっしゃいました。こういう場合、自主事業をすることによってサービス向上につながるというのは、以前、総合体育館を指定管理者制度にするとときに伺った中身と一緒にだと考えてよろしいのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

自主事業の部分につきまして言いますと、現状、銭函では自主事業は開催されておられません。想定される自主事業としましては、利用者によるパークゴルフの大会とか、あるいはパークゴルフの初心者のための講習会とか、そういうことが予想されると思いますが、その部分は、指定管理者の方からの提案を聞いてみたいというように考えてございます。

菊地委員

この指定管理者制度は、公募を考えているのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

公募にするか、任意にするかという部分でございますが、私どもといたしましては、先ほども言いましたように、芝の状態のよしあしというのが非常に利用者の満足度を左右する重要な要素だというように考えていますので、そういう専門性の高い団体をお願いしたいというようにも考えてございます。そういう面では、広く公募がよろしいのかというように考えているところであります。

菊地委員

参考までに、他都市ではどういう団体を指定管理者にしているのか、聞かせていただきたいと思います。

(教育)生涯スポーツ課長

道内主要都市9市のうち、現在既に指定管理者制度を導入している都市は8市ございます。このうち、スポーツ

振興財団とか、あるいは緑化協会などの公的団体をお願いしてところが5市、それから民間をお願いしているところが2市、それと民間と公的団体との共同事業体の形で行っているところが1市という状態になっております。

菊地委員

スポーツ振興団体というのは、小樽市にもあるのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

小樽市にはございません。

菊地委員

指定管理者制度にするか、直営にするか、どちらかを選ばなければいけない状態ですので、非常に苦慮するところなのです。簡単に直営にしてはどうかと言いたいところもあるのですが、それもそれで済むかというところで悩むところなのですが、ただ芝の管理、公共性の高いといいますが、そういう団体を任意に指定しながら、芝の管理だけはさらにそこから業者に頼むというやり方も、それはできるのですね。確認しておきたいのですが。

(教育)生涯スポーツ課長

現在、まだ募集要項等が決まり切っておりませんが、今後、募集要項の中でも一部業務の委託を可能にするという希望を持っています。そういう中では、その芝の業務だけは第三者に委託するということが可能になるというふうに考えてございます。

菊地委員

昨日の予算特別委員会の中でも、委託、それから指定管理になっていった施設の状況を聞いていますと、確かにコスト削減とか、利用者サービスの向上・効率化ということではそれなりの成果を上げている半面、そこを任せられた指定管理者の方々がどれほど苦労しているかという実態も見えてきていますので、これは利用者のサービス向上だけを、そこだけを見て指定管理者制度にすることがいいのかということを描きながら、次の質問に移りたいと思います。

プールの問題について

プールの問題について、教育委員会の対応について、一言尋ねておきたいと思うのですが、陳情者の取下げということもあるのですが、今、陳情は200本を超えているはずですが。署名数も3万5,000を超えました。

教育委員会として、この市民の声にどういうふうにこたえていくつもりなのかということについて聞きたいと思います。

教育部東田次長

陳情並びに署名についてのことだと思いますけれども、現在、その陳情自体は214本出ておりますね、それから署名についても3万5,369という相当多くの署名をいただき、相当市民の皆様が室内プールの存続について求めておられるということは十分に理解をしているところであります。

ちなみに、その陳情の中身はある一定程度の分析をさせていただきますと、一般市民であるとか、利用者、利用団体であるとか、商業者であるとか、それから医療機関の関係者であるとか、さまざまな観点からプールは必要であるというふうに認識しているようです。

我々教育委員会といたしましても、この間ずっと答弁させていただいていますが、プール自体は市民の健康増進のいわゆる一つの社会教育施設であるということ、それから同時に、市民の健康増進だけではなくて、病気になられた方の介護の施設、そういう施設でのとらえ方もされているということも考えますと、我々としては、そのプールというのは民間とか公設とかは関係なく、それを除いたとしてもプール施設というのは必要である、そういうふうに思っているところです。

菊地委員

教育委員会のその立場をぜひ堅持しながら、ただ思うだけではなくて、具体的にプールそのものを残していくと

いう立場で、要請していくということだけではなく、もう少し積極的に、例えば組合がこの後立ち上がって、再開発がどんどん進んでいったらもう仕方ないと白旗を上げて、室内水泳プール条例の廃止案を出すとかそういうことではなくて、積極的な対応をお願いしておきたいのですが、そういうことについてはどのように。

教育部東田次長

もちろんこの間、ずっとそれこそ答弁してきていますけれども、手続の問題で当面は廃止しなければならないということは御理解いただきたいと思います。今の室内水泳プール条例というのは、手続上の問題で廃止することになる可能性があるということです、仮にですけれども。そういうことから、今菊地委員が求めているのは、例えばの話ですけれども、プールの新設とかということを上申しているのではなからうかというふうに察しますけれども、これはあくまでもその情勢とか時代背景も含めて、これから我々教育委員会としてささなければならないことを考えた上で、これからその方針とか、対策とかというのを練っていかなければならないと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

菊地委員

そこは理解しないで、もっと頑張れというふうに言うておきます、わかりましたではなくて。

職員定数について

では、職員定数について聞きたいと思います。

先ほど条例についての説明があったのですが、この数になった背景について、もう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

(総務)職員課長

今回の定数条例の見直しにつきましては、やはりここ数年の人件費削減効果ということで、実際の職員数がかなり落ちてきているといった中で、実態とあまりにも大きくかけ離れてきたものですから、今年の4月10日の人事異動後の実人員数、それに主には欠員を加えて、それで新しい新条例定数案というものを提案したものです。

菊地委員

それで、一般部局で166人など、大きく落ち込んでいるところの職場というか、職種というか、そういうところまではわかりますか。

(総務)職員課長

今回の見直しで、削減数の大きいところということで話しますと、一般部局で166人、病院で56人、水道局で33人、教育委員会で40人、消防で40人となっております。

菊地委員

それは見たらわかりました。その中の職種といいますか、職場というか、それは職員課ではわからないのでしょうか。例えば、教育委員会だったら、40人減ったのは給食部門とか、そういうことはわからないですか。

(総務)職員課長

実際の減員数といいますか、職種の積み上げというのは行ってはいるのですけれども、ただ今回話しました削減数ということになりますと、もともとの条例定数、ここにどのような職種が何人いたかということを押さえないと削減数は出てこないものですから、現在、その数字は持ち合わせてございませんので、申しわけございません。

菊地委員

わかりました。財政再建計画に基づく人員削減というのは、ずっとやられてきていますけれども、その進める方向性では、私たち共産党としては人員削減とか、人件費の削減、そういうところはできるだけ市民の生活を守る立場の職員については削減しない方がいいというふうに、意見が分かれるところなのですが、先ほどの消防長期構想にも示されているのですけれども、消防職員の削減や給食センターの運営とか、この先そういうことも計画されているのではなくて、考えている、たしかそういうことが出ていましたね。確認しておきたいのですけれども、給食

センターについても示されていましたが、違いましたか。

(財政) 中田主幹

財政再建推進プランでは、業務委託ということで給食調理業務の委託、それから今回も上がっています市民会館とか、市民センターの指定管理者になっていますから、そういう部分が民間委託になると、そこに配属されている職員が落ちるような形になると思います。

菊地委員

そのことを確かめてから発言しようと思っていたので。そういうふうにして市民の安心・安全を守るという立場からは、消防職員とか、それから給食センターについてはしっかりと公営でやっていっていただきたいというこれまでの見解がありますので、今度の職員定数条例の一部を改正する条例案についても、その行革の一端として削られてきたことに追従して認めることはできないという立場なものですから、一言そのことを述べながら、次の問題に移りたいと思います。

消防長期構想について

今、消防からいただきました消防長期構想について若干聞きたいと思います。

基本方向としては、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すというふうに、市民サービスの向上、それから消火体制の充実ということ掲げているのですけれども、具体的な中身を見ていきますと、国の基準、それが示されてはいるのですけれども、実際に小樽市の消防の体制をどうしていくかという目標数になりますと、現有よりもかなり落ち込む数になっているのですね。安心・安全のまちづくりを目指すためには、その消防力とか、そういうところには確実にマンパワーが必要だと思うのですけれども、本当にその目標数で小樽市民の安心・安全が守られていくとお考えなのでしょうか。そのことについて最初に尋ねておきたいと思います。

(消防) 総務課長

小樽市消防長期構想につきまして、目標としておりますこの数で果たして本当に基本目標であります安全で安心な暮らしを守れるのかという御質問でございますけれども、この目標数でございますが、これは10年後の平成27年4月1日の推計人口を基にして、これから10年間でやっていこうという計画の中で目標数を定めたものでございます。基本としておりますのは、あくまでも国の基準ということでございますが、これに小樽市としての地域的な特性とか、それから実際に高齢者が多くて、救急件数が多いというような事実を踏まえまして、このような目標数を定めたものでございます。

また、車両なんかにつきましても、これから整理を図ってまいりたいと、このような考えを車両の高機能化というふうに表現しておりますけれども、図ってまいりたいと。そして、人員配置につきましても、適正な人員配置をしていきたいと、このように考えております。

菊地委員

それはあくまで目標数であって、実際には小樽は端から端まで長いこともありますし、いくら人口が減ったとしても端の人は中央に全部寄せられるわけではないですから、そういう地域特性も考えて、必ずしも固定した数ではないというふうに押さえていいのでしょうか。

(消防) 総務課長

この目標数でございますけれども、これは例えば申し上げたような小樽の地理的な特性、そういったものを踏まえて定めた数字でございます。もちろんこれから10年間のことですので、途中で見直し等が入る可能性はあるとは思いますが、これは基本的には十分考えた中の数字ということでございます。

菊地委員

その数は数として、救急自動車の配置については、朝里方面にぜひ早急にという要望が出ていたと思うのですが、その朝里に救急車を配置するための消防署の環境整備も含めて具体的には今後どうなっていく計画なのかにつ

いて聞かせてください。

(消防)総務課長

救急車の配置の中で、人口のバランスなどを考えて、銭函、朝里、花園、手宮、塩谷、この5か所に配置したいということが構想にうたわれております。

この朝里出張所の救急車配置でございますけれども、これは基本的には朝里出張所の新築移転、このようなものを考えて、それ以降ということで考えております。

施策といたしましては、後期の施策として、長期構想の中でうたっております。これは具体的に年度は示しておりませんが、22年度以降27年度までの施策ということでございまして、できるものであれば後期のなるべく早い時期にと、このように考えております。

菊地委員

昨日、財政部長は最優先の課題についていろいろ述べていました。ただ、市民の安全・安心を守るという意味での消防の強化、朝里出張所の建替え及び救急車の配置については、本当に後期の計画でいいとお考えでしょうか。

財政部長

朝里の施設の建替え自体は、これはもう数年前からの課題でございまして、それでいわゆる朝里十字街の小樽市の市有地、コミュニティセンターとの関係で、あの中で合築とかといういろいろなことが議論されてきておりまして、なかなか今日まで決定を見ていないということがございます。今後、まだその辺の一定の考え方が市としても整理できておりませんから、もう少し時間をかけてこの施設の問題については検討していこうということで、本部の方では、そういった位置づけとして考えているのだと思います。したがって、それに合わせて当然救急車なりということの配置が出てくるのかと思います。いずれにしても、これは市民生活に非常に近い問題でございますから、時期が整えば、当然やはりその対応はしていかなければならないということだというふうに考えております。

菊地委員

こういう計画は、時期変更して早め早めにやっていただくことを要望して、庁達第30号の問題に移らせていただきます。

庁達第30号について

これは第1回定例会の中で、平成会の小林議員がいろいろ質問していたことなのです。こういう庁達を2度もこの場に出して、できればあまり質問したくないことだと思ったのですが、小林議員の質問を聞きながら、どうしてもこれは言うておかなければいけないことではないかというふうに思いましたので、質問させていただきます。

私が何を問題と思ったかということなのですが、その庁達に、消防職員が結婚前提に公的扶助を受けている女性と交際しているとの市民の投書があり、当該職員の道義的な責任を問い、文書による訓告、上司は監督責任ありとして、文書による注意が行われています。同日付けで庁達30号によって周知が図られたのですが、私は、このプライバシー、公開されるべきではないプライバシーが公開されて、しかもこんな文書が作成されて庁達文書になった。なぜこういうことが起きるのかということで、今後のためにもそれは問題ではないかということをチェックしながら質問していきたいと思っております。

この庁達文書は、人権侵害に当たるのではないかと小林議員もお尋ねしていますが、改めて人権侵害に当たるのではないかとということで、もう一度尋ねたいと思っております。

(消防)総務課長

今、人権侵害ということでございますけれども、いわゆる個人情報の保護法に抵触するのではないかとということかと思っております。

今回の内容につきましては、この個人情報保護法によります個人情報と、これは情報の中に含まれている名前、それから生年月日、そういったものから特定の個人を識別できるもの、このようになっております。このたびの庁

達文の中には、確かにこの公的な扶助を受けている女性という表現はございますけれども、これは個人情報には当たらないものというふうに解釈しております。

菊地委員

公的扶助を受けている女性、その人を特定するとか、それからこの職員を特定するとか、そういうことではなくて、中身の問題として、これは男女間の問題だと思うのですね。その男女間の問題をこのように取り扱うとき、何が問題なのかということについて尋ねたいということ。全く私的な男女間の問題について、なぜこのような庁達文書が出されなければいけないのかということについては、どうなのでしょう。

(消防) 総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、全く個人的ないわゆる私生活の問題だということでございますけれども、私どももいたしましては、これは単純な私生活と言えることではない、このように思っております。現に、手紙をいただいたその市民の方もそのように受け止めていたということでございますが、母子家庭として公金による生活保護の適用が適正に行われていなかったのではないかと、このような疑問、それから指摘を受けても仕方がないような状況があったということがございます。例えば支給を受けている家庭に入りまして、あたかも同居同然のような生活をしていただくと。そして、みずからもその受給の恩恵を受けていたのではないかと、このような指摘もいただいております。消防職員という勤務体制から、日中に生活や生計をともにしているという誤解を招くようなこともございますので、公務員といたしまして市民に誤解を与えたり、消防全体の信用の失墜を招くようなことがあってはならない、このように考えまして、この庁達を出したものでございます。

菊地委員

今の説明ですと、相手が公的扶助を受けている女性だから問題だというふうにおっしゃっているのでしょうか。

(消防) 総務課長

そのようなことではございません。実際に、この女性との間に子供がございまして、生活をともにしているような、ほとんど同居生活というような状況が見られるということであれば、この子供に対する養育義務、こういったものを果たさないままに、子供に対するこの養育費も出ていたということもございまして、この辺のところ、この公的な生活保護を受けていた方に対してのこのとらえ方としてちょっと問題視されたところでございます。

菊地委員

養育義務を果たさないという判断、それからその公的扶助を受けている方のところに通って、そして、それは例えば不正受給に当たっているというふうにごどこかで判断されたという事実はあるのでしょうか。

(消防) 総務課長

この不正受給という判断はなかなか難しいとは思いますが、実際にこの不正受給には該当するという判断はなされてはおりません。

菊地委員

養育義務を果たしていないという判断は、どこでされたものですか。

(消防) 総務課長

養育義務を果たしていないということにつきましては、実際に養育費を払っていなかったということでございます。

菊地委員

それは、本人に確認したのですか。

(消防) 総務課長

そのような手紙が来た時点で、本人に確認をしております。

菊地委員

その手紙なのですけれども、投書はどのような形で来たものなのか尋ねておきたいと思います。

(消防)総務課長

これは、市長への手紙で寄せられたものでございます。

菊地委員

もう一点問題だと思うのですが、今度のこの庁達の中身の問題にかかわって、上司は文書による注意を受けています。この所属職員の私生活への指導・監督を怠ったという文書注意ですけれども、市の管理者が職員の私生活をも監督するという権限は何によって与えられているものですか。

(消防)総務課長

権限というものはちょっと違うかもしれませんが、所属長といたしまして、部下、職員の私生活に対してでも十分に留意する必要があると、このようなことで今回この庁達の中では示させてもらったわけでございますけれども、公務員ということから、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するというところでございます。これは住民の信託に十分こたえる必要があるものと、このように考えており、一般の市民の方以上に厳しい行動規定に従うことが要求されるのかなと、このように考えております。その総意が、社会通念上非難されるような行為であるかどうかということ、少なくとも上司は、部下、職員の行動に十分留意する必要があるのではないかと。職員としてふさわしくない行為をするということが感じられた場合には、助言するなどの必要があるものと、このように考えております。

菊地委員

一般的に、交通事故を起こしたとか、それから業務上の中で公務員としてふさわしくない行為をした、そういうことについては注意なり、処罰なり、それは当然のことだと思います。しかし、全く私的な生活の問題で、そのことについて上司が注意を受けた、そういうことはほかの庁達でもあるのですか。

消防本部次長

私的な部分でございまして、やはり上司は勤務時間以降においても、職員の動向を十分把握するのがやはり管理・監督の責任の一端であるというふうに考えております。そういった意味から、必ずしも交通事故だけでなく、職員の勤務後のそういった良識ある生活態度、倫理面についても、やはり責任の一端を担うもの、そのように考えております。

菊地委員

では、ここにいる課長の皆さんは、職員の私生活についても日々指導・監督して、その男女間の問題について何かあったときには責任を問われることになるのですか。

総務部長

一般的には疑問に思うところで、処分を受けた本人にしても、私生活のことまで毎日毎日しりについて歩いているわけではないものですから、ただ基本的には、今消防本部の方で答弁しているように、その公務員という社会的な位置づけというものを常日ごろその職員に対してきちんと指導しておくというのが上司・監督者の責任という立場で、そういうことを怠っているから非行行為とか、いろいろな行為が発生するという考え方の下に、その日常的な管理・監督を怠っているということで、その起こった事件について責任が及ぶものについてはそういった措置をするという、このことは十分考えられることです。

この件についても、基本的には市長への手紙ということでしたので、私どもの方でこの事実関係について調査を消防本部にお願いしたり、それから指摘のあったその保護の問題、それから子育て、いわゆる保育園の入園のその預かった子供の保育料の扱いの問題が当然出てくるわけなものですから、事実関係の調査を私どもで指示をいたしまして、具体的にいろいろな事実関係の把握をした。法令的には、いわゆるその不正受給とか、保育料の関係について不正入所しているとか、そういったところまでは行き着かなかったのですけれども、具体的な日常的な職員の

ありようといいますが、社会人としてのありようとしては、極めて周りの人から見れば、やはり疑義を抱かざるを得ないような、その目に映るといふ、こういうことについては、我々としてはやはり注意するなり、嚴重注意するなりと、こういうことが必要だろうということも私どもとしてはございました。

それでは、消防本部の中の懲戒で一定程度それに対するきちんとした整理をしていただきたいということで、消防本部の中での措置をとったということだと思っております。ただ、その庁達を出すということについては、これは消防本部の中で、やはり特異な事件といいますが、特異なケースですから、それを、今後こういった特異なケースもあったということを知らしめていくということで庁達を出したということでしょうけれども、これについては消防組織の中で、そういった特に規律のあるところでございますから、そういう意味であえて庁達という形で職員に周知したのかというふうには思っております。

菊地委員

ただ、消防の方に聞きましたが、この手の問題で庁達として出されたのは初めてだ。こんなことで一々庁達を出していたら、年間何十枚も出さなければいけないといったことも実際にはあるそうです。ですから、それはそれで問題だと思います。ただ、その庁達を出すことによって危機管理がうまくいくというふうには思えません。あくまでも個人のプライバシーですから、そのことに配慮した指導がなされて、私はそちらの方が正当だというふうに思っています。これではプライバシーの保護にもなりませんし、全く私的な生活に対して、上司が私的な生活にまで入り込んで指導・監督、口出し、そういうことに道を開くものだというふう思うので、ぜひこういうことはやめていただきたいというふうに言っておきます。

市長への手紙の扱いについて

それと最後に、今、この問題の発端は、市民から寄せられた市長への手紙ということがわかりました。そして、総務部がそのことを原課にどうということなのかということで問い合わせするなり、きちんとした主張をするなりというふうに指示をしたということもわかったのですけれども、私、市長への手紙そのものが悪い、それは山田市長の政治政策として大変売りにしている中身だと思うのです。ただ、私も元は市職員で、現場で日々市民の皆さんと対応する職場にいたものですから、こういう文書によって、市民から投書が来た場合も、その措置の仕方について常々疑問に思っていたことがありますので、自身の経験も踏まえて、そのことについては、市長へ手紙が来た、その取扱いについて、ぜひ注意をしていただきたいと思うことを述べて、最後の質問にしたいのですが、実は、その職場の上司の皆さんのとらえ方なり、指導の仕方もあると思うのですが、職員に弁明の機会が与えられないということが多すぎます。つまり、市民の皆さんから来た手紙そのものをそのまま追隨してしまう。原課に来て、こういう手紙が来ているけれども、それは一体どういうことなのかという、職員にきちんとした話をし、弁明の機会、それから周りの職員もいますから、それが事実かどうかというのは客観的に判断できるのですが、そういうこともなしにいきなりその市民の言っていることをすべて追隨するという立場で扱うことは、ぜひやめていただきたいと思うのですが、その辺について、伺います。

総務部長

私の知っている限りでは、少なくともそういうことはないと思っています。というのは、市長への手紙というより、各原課に必ずこういうことがあったということで戻しますし、逆に言うと、それはそれに対する答えをするということになっていますから、事実確認もしないで、常にこの投書が来た、職員が悪いという認定をして返事を書くということは、基本的にももしそういう管理職がいるのであれば、少しそこ自体が問題ですので、それについてはまた何かの機会でも話させてもらいますけれども、基本的にはシステムがそういうふうになっていますから。ともかく市長への手紙というのは、今、一般的にはどこかの道路に穴があいているというようないろいろな要望を含めて、市の職員の実名を入れていろいろ批判も受けたり、不祥事的なものを、どちらかという市長に告げ口のようなものも来ますから、そういう意味では慎重に扱っているつもりでございます。基本的にはそういう事実確認をし、

今回のケースも全部調べたというのは、そういうことで返事をしているということなので、ともかく投書の中身については、こういうのがあるからこいつは処分せよというように来るわけですから、それを事実関係を確認して、こういうことですから処分までにはならないと思っている旨返事を相手には書かなければならない。だから、そういう意味では、きちんとやはり調査をしているつもりでありますので、あえてそういったお話がございましたので、そういうことを含めて部長会議なりなんなりで話はさせてもらいたいと思っています。

消防長

今お話がありまして、原部として対応した者として改めて話させていただきたいと思いますが、弁明の機会というようなお話もございましたけれども、私どもも事実関係というのは大事だということで、十分今回につきましても当人との聞き取りというものを数回にわたって行ってあります。決して、市民からのお話だけを一方的にということはございません。

それから、先ほど菊地委員がおっしゃっていました私生活をすべて取り上げるというようなこととしてございませんし、そういうつもりもございません。あくまでも、私生活でありましても、先ほどから話しているような公務員、公僕として、市民からの批判や指摘を受けることのないような生活をするということが、私たちの立場としては大事なことです。その私生活の中において、私どもの職場全体や職員全体のその業務なり、信用・信頼というものを失うようなことがあるとすれば、それは単に私生活ということだけでとどめることはやはり問題だと思えます。ただ、どの程度押さえなければだめだということでございますけれども、それは必要最小限の範囲内で、また把握するという人も、適正な範囲内ということになりますか、やはり常識的な範囲内での職員の生活というものを把握するというは、その結果がもたらすことの重大さということを想定したときには、最初にはやはり職場としても、上司としても必要なかという部分では、無制限に職員に介入することではなくて、適正なる範囲内でもってラインを引きながら対応して、また組織全体としてこういうような不祥事が二度と起きないような形での適切な、また適正な指導なり措置はしていかなければだめだというふうに思っております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小前委員

「あゆみ」の通信欄について

教育委員会に尋ねます。

3学期の高島小学校と朝里小学校の「あゆみ」の通信欄の記入は、いかがだったでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

3学期の「あゆみ」の通信欄の記入についてですが、高島小学校においては、3学期も記入しております。それから、朝里小学校につきましては、未記入でございました。

小前委員

高島小学校は、全員が書いたのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

学校に確認しましたところ、全員が3学期も記入したと報告を受けております。

小前委員

すごい進歩だと思いますけれども、朝里小学校が未記入のことについては、教育委員会はどのようなふうな指導をしているのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

朝里小学校の通知表につきましては、校長から学校の状況について報告をいただきまして、教育委員会としても

指導・助言をいたしてありまして、今年度から通信欄が設けられております。

小前委員

少しは進歩があったようですけれども、朝里小学校だけが書かれていないという不利益を教育委員会は重く受け止めて、改善していただきますようお願いいたします。

小中学校の特殊学級について

では次に、小学校と中学校の特殊学級数と生徒数、また教員数を教えてください。

(教育)学校教育課長

特殊学級の数ということでございますけれども、まず小学校におきましては、21校に特殊学級がございまして、クラスは34クラスでございます。生徒数については55名、それから教員数については37名というふうになってございます。

それから、中学校につきましては10校に特殊学級がございまして、21クラス、それから生徒数は36名、教員数は23名というふうになってございます。

小前委員

それでは、ことばの教室に通っている生徒数は何人でしょうか。

(教育)学校教育課長

ことばの教室に通っている生徒は、2校で86名でございます。

小前委員

すべて合わせるとかなりの数になりますけれども、これだけの特学関係の生徒も教員もいますのに、あおばとプランでは、2ページに特学支援教育の充実として少ししかないと思うのですけれども、特学に対しての指針が少し足りなくはないでしょうか。

(教育)学校教育課長

あおばとプランにおきます特別支援教育というのは、平成19年度から始まる形になります。現実的に、特別支援と申しまして、今からやっておかなければならないことが結構ございまして、教育委員会といたしまして、校内委員会と申しましょか、学校の中でそういった子供方をケアする組織と申しましょか、一部の教員だけではなくて、学校職員全部がそういう形でその子供に対して支援をしていくという立場をとってございます。そういう観点で、今回のあおばとプランの作成でございますので、ページ数が少ないからということではなくて、内容的には、そういうつもりで今後も進めていくという思いでございますので、よろしく申し上げます。

小前委員

先ほど聞き忘れたのですけれども、この中で、小学校でも中学校でも特学に、昔は通級制と申しましたけれども、通級制を持っている学校、クラスは幾つあるのですか。

(教育)学校教育課長

通級は、ことばの教室が通級制度になってございまして、それぞれ2校ございます。そこに教員が、一つの学校には5名、それからもう一つは3名ということで、8名の教員がおりまして、クラスというのは特段ないのですけれども、1人の教員が1人の子供を指導していくという立場になりますので、そういうことからいけば8クラスぐらいに相当するかというふうに思っています。

小前委員

通級制というのは、非常に特学児童にも自立を助けるような、結果的に、自立を助けることで普通児との交流が非常に大切だと言われてますね。

また、普通児においても、弱い立場の子供を理解するような、非常にプラス面が多いと思うのですけれども、そういうような手だてをしているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

現在、特殊学級にいる生徒は、その生徒自身の状況にもよりますけれども、ほかのクラスと交流ができる場合については交流をしていくという立場に立っています。ですから、すべてのことで交流している生徒もおりますし、一部の部分で交流している生徒も、身体的な部分でどうしても対処ができない場合はそれは無理ですけれども、そういった以外については、普通学級のクラスと一緒に勉強したり、当然遠足も行っていますし、そういった形で行ってございます。

小前委員

よくわかりましたけれども、そういう意味で、この特学児童に対する教育の充実というような点で、もう少し19年度までに見直しを検討いただきたいと思います。

小中学校教員の男女の比率について

小中学校の男女教員の比率は、どういうふうになっておりますか。

(教育) 学校教育課長

小中学校の男女教員の比率ですけれども、全体で申しますと、小学校・中学校を合わせて50パーセントになってございます。

女性の教員の割合は小学校については、58.7パーセントということで6割近く、それから中学校については、37パーセントという形になってございます。

小前委員

全体を聞くとそうなのですが、稲穂小学校の割合と、それから塩谷中学校の割合を教えてください。

(教育) 学校教育課長

女性教員の割合が稲穂小学校につきましては、72.2パーセント、それから塩谷小学校については、14.3パーセントというふうになってございます。

小前委員

稲穂小学校では、すべての学年が2クラスあるそうですけれども、1年生と2年生と、4クラスすべてが女性教員で、その女性教員だけの弊害が大きいという、校長からのお話も聞いてございます。

それから、塩谷中学校で女性教員がたった1人だけ、あと男性というのは、生徒指導か何かの面で問題がある学校なのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

今、稲穂小学校で女性教員の比率が大きいというのは、先ほども申し上げましたことばの教室がございまして、ここには5人の教員がございまして、その教員はすべて女性でございまして、それを除外しますと、大体6割程度になって、大体全市の平均という形になってございます。

それから、塩谷中学校につきましては、教科の関係とか、そういった部分がございまして、その女性教員が1人という形ですけれども、そういう部分であるというふうに思っています。

小前委員

教科の関係だったら、全部の学校が教科の関係があるわけで、塩谷中学校だけが女性教員がたった1人という14.3パーセント、塩谷中学校も半分は女生徒だと思うのですけれども、違いますか。もう少し女性教員の配分を多くする必要はないのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

確かにそれは今1名ということで、教員の異動の関係とか、先ほど申した教科の関係というのは非常に大きなことがございまして、例えば美術とか音楽ですと、1校に1名という割合になってございますので、そういう方なかなか異動ができなくて1名の教員がいるという場合もございまして、いろいろなケースがございまして、一概

になぜここにこういうふうになっているのだと言われても、ちょっとなかなか答えるのが難しい部分もございませうけれども、そういうことで、いろいろバランスと申しませうか、それ等を含めてそれぞれ配置されてございませうので、それについては御理解をいただきたいと思ひます。

教育長

小樽市の男女の教職員の関係で、若干話させていただきます。

後志管内では、人事要綱、人事要領というのがございまして、小樽にいるときには、例えば5年以上小樽市にいたら、小樽市のほかの学校若しくは後志の他管内に出るといふ、そういう要綱になってございませう。

たまたまある学校で、5年目、6年目の教員がたくさんいますと、自動的にその教員はよその学校か、若しくは後志管内の方に動くという形になりますね。その補充になりますと、ほかの方で同じように出なければだめな人というふうなことで、チェンジしたり埋めるものですから、必ずしも男女が完ぺきにうまく5:5とか、そういう割合にはいかないということ。たまたま塩谷中学校の場合には、女性教員1人ということですが、それが特別の絡みがありましたことや、あとは教員方の希望とか、そういうもろもろの条件がありまして、結果としては、今回私どもの方から話しましたように、10数パーセントになったのでございませうが、今、全体的に大学を卒業する教職員を目指す方が、圧倒的に小学校の場合は女性が多いものですから、ほとんどの学校では女性が多いような状況になってございませうので、今後もそういう視点を十分踏まえまして、適正に配置してまいりたいと考えてございませう。

小前委員

いろいろ聞かせていただきましたけれども、塩谷中学校だけが14.3パーセントで、あとは20パーセント以上ですね。だから、何かここに意図があるのかなと思ひて尋ねたのですけれども、素直に今日は受けておきます。

小規模小学校の運動会について

それから、北手宮小学校の運動会を見にいきましたら、1年生の男子が3人だけなのです。それで、運動会は、赤が1人、白が2人という状態で、「徒競走1年生」と言われて、3人の子供の名前が呼ばれて、徒競走を走りましたけれども、「はい、これで1年生の徒競走は終わりです」と1回きりで終わっていました。あそこは、全部で六十三、四人の学校ですから、ほとんど2回か、多いところでも3回の徒競走で終わったのですけれども、6年間ずっと1、2、3番目というような足の走りで、順番が決まった状態で6年間もし行くというのは、教育的見地からいかなものなののでしょうか。

(教育)指導室長

委員御指摘の、いわゆる小規模を超えまして、極小規模という学校で、これは例えば北海道の場合、複式の学校が多ございませう、特に小学校の場合です。その中で使われる言葉に、極小規模という言葉がございませう。こういう中では、例えば過去にもテレビ等でも報道されましたが、一つの学校がすべて女子という学校もあったかに思ひます。つまり、こういうように男女の比率にアンバランスが生じたり、また、学習の面でも理解の早い子供と時間の要する子供との差が大きかったなどのさまざまな課題が指摘されているところであり、それについては、各学校でいろいろな工夫をしながら指導しているところであります。

したがいまして、このような運動にかかわっての1年生での1、2、3という関係についてでございませうが、これにつきましては、例えば学年を広げるとか、そういう工夫をしながら、その中で自分のよさを見つけていくとか、新しい目を開いていくような工夫をしていくものと考えております。

小前委員

祝津小学校とか、わりに小さい学校で、そばにある学校と一緒に運動会をやるなんていうようなやり方は考えられないのでしょうか。

(教育)指導室長

全道的な話で申しますと、先ほど申し上げましたように、非常に規模が小さな学校、極小規模と言われるような言葉で表される学校もございまして、そういう中では、もちろん地域の中での運動会として行うとともに、合同の、例えば陸上の競技大会とか、それから合同での合奏とか合唱とか、そういう取組の工夫をしている地域もございません。したがって、そのような方法について、今後も検討されていくものだろうと思います。

小前委員

どうぞ、運動会についても、ぜひ検討願いたいと思います。

小中学校の授業時間数について

それでは次に、17年度の授業時間数について伺います。

文部科学省の規定による標準時間数は、すべての学校がクリアしておりましたけれども、ある中学校では、1年生の標準時間数が980時間に対しまして988時間、8時間しかオーバーしてございません。2年生でも980時間に対し990時間で10時間のオーバー、3年生で998時間で18時間のオーバーで、トータル36時間だけのオーバーでございます。このような学校で、もしたまたま風邪が流行して学校が閉鎖になったとか、災害があったとか、何日間か急に学校が閉められたような場合に、この文部科学省の標準時間数をクリアできるのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

小前委員の小樽の子供1人1人に確かな学力をつけていただきたいという願いからの御質問かと思っておりますけれども、授業時数にかかわって説明させていただきましても、例えば各学校で年間の授業時数を出す場合、曜日ごとの授業時数を計算いたしまして、年間の授業可能な総時数を算出いたします。例えば小学校5年生を例にしますと、平成17年度年間授業日数、これが205日といたしますと、総授業可能時数として1,088時間あります。その1,088時間から標準授業時数であります945時間、これを引きますと143時間が残ります。この残りの143時間の中で、運動会、学芸会などの学校行事、児童会活動、クラブ活動が行われます。これに、学校行事にかかわる時数、これを80時間としますと、そして児童会にかかわる時間が14時間、クラブ活動が例えば15時間としますと、143時間からこれらの時数を引きますと34時間が残るわけなのです。そうすると、この34時間と先ほどの945時間合わせまして、979時間という授業時数が出てくるのです。この979時間のうち、その34時間が余裕時数として扱われますので、その34時間の中で、例えば学級閉鎖、学校閉鎖に対応もできますし、標準授業時数よりも少し多く授業をやることもできると、そのような計画を立ててやっておりますので、それぞれの学校によってその学校行事とか、児童会活動のとの時間のバランスによって、そこに表れてくる実施授業時数が変わってきているわけでございます。

小前委員

それでも、全部の学校を調べましたら、中学校は3年間で最高と最低で133時間も差がございまして、3年で割って、さらに年間で割ると週1時間以上の時間差がございまして、小学校も最高と最低で234時間の差があって、これも結果的には週1時間ぐらいの差になります。この週1時間という授業時間数、多いか少ないかというのは物すごく大きな問題だと思うのです。親がこの現状を知ったら、非常にびっくりすると思うのですけれども、このことを教育委員会はどうかとらえているのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

標準授業時数につきましては、各教科の目標を実現して、必要な内容を指導できる時間は十分な時間として押さえておりますので、標準授業時数が確保されているということは、指導に十分な時間が与えられていると考えております。

また、先ほど申し上げました学校行事とか、児童会活動にかかる時間がその分少なくなってしまう、ここに表れてくる実施授業時数が多くなるということは、逆に特別活動に係る時数が少なくなっているということで、大事なところは、やはり学校において教育課程全体のバランスがとれた計画をとって、実施していくことが大事と考えております。

小前委員

名前を出しますけれども、花園小学校はわりに勉強させている学校ですね。そこは、非常にもう子供たちの礼儀作法もきちんとしていますし、行事もきちんとしています。入学式や卒業式やなにかも。だから、勉強もさせて、規律もきちん、行事もきちんとするということは、私は可能だと思いますけれども、今日はこれで終わりにさせていただきます。

(教育) 指導室長

今、授業時数のかかわりでの御質問で、質の高い教育を実現してほしいという文脈の中での御質問かと思えます。ただ一つだけ補足をさせていただきたいことが、例えば九九の勉強がございますが、これについて、仮に10時間をかけて指導しようと最初の段階で計画を立てます。ところが、実際に子供たちに教えた中で、例えば7の段、七八、五十六というのは大変難しゅうございます。子供によって十分理解が定まらない場合、当然先生は10時間のところを12時間、13時間とかけていく場合がございます。したがって、こういう中では、10時間で逆に切り上げてもらうことも困るわけでございます。しかし逆に、子供たちの理解の程度によっては、10時間より9時間で上がる場合があります。この場合は、学校では、さらに反復のドリルの練習とかで10時間にして進んでいくという形になってございます。この10時間を積み重ねていくと、例えば標準授業時数の945時間という形になっていきますので、そういう意味で、授業時数の多さということ、さまざま、いろいろな中身の授業が行われているということについても、御理解をいただければありがたいというふうに思います。

山田委員

住宅用火災警報器の義務づけについて

それでは、私の方から、まず住宅用火災警報器の義務づけに関連して、何点か伺います。

本年の第1回定例会でも、この件については触れました。また、市所有の住宅についても、8月、10月ぐらいから、この住宅用火災警報器のついていない部分は、その取り付けも行われるように聞いております。

また、私の話の中では、一般家庭に、ある程度の補助を設けて購入はできないかということも話させていただきました。

そこで聞きます。各市町村の火災予防条例によって、設置日が地域によって2年から5年と差がございます。また、設置場所も含めて、運用が分かれた理由、早いところは来年からというところもありますので、その理由を聞かせていただきたいと思えます。

(消防) 予防課長

住宅用火災警報器の猶予期間ということでございますけれども、全道各市町村それぞればらばらでございますけれども、今のところ、猶予期間2年というのが江別市消防本部を除く石狩管内、あとは帯広市消防本部などが2年となっており、全道で約10消防本部が2年となっています。あと残り3年、5年とございますけれども、3年の消防本部に関しては、全部で6消防本部、あと残りは小樽市と同じく5年という形で、設置の猶予期間となります。これにつきましては、それぞれ市町村の関係がございますけれども、市民周知という部分と、また市民の経費の負担の部分の軽減というようなことを考えまして、2年から5年という、その市町村によって幅を決めているということでございます。

さらには、設置場所の運用につきましては、小樽市は台所という形では設置は義務づけしておりません。ただ、石狩管内の市町、札幌市を含めました石狩管内の消防本部、6消防本部につきましては、すべて台所に設置を義務化していると。あとの道内については、要は設置義務はございません。推奨という形で、指導しているところでございます。

山田委員

それでは、その設置場所の義務化についても結構賛否があると思いますが、どのような賛成の意見、反対の意見があるのか、わかればお知らせ願いたい。

(消防) 予防課長

台所の設置でございますけれども、これにつきましては、常時煙をたいているという状況もございまして、感知が早いという形で、また市民の負担も台所につけることによって多くなるという部分で、設置を義務化していないところもございまして、札幌市消防局のように、台所が一番火が出やすいという形で、台所に義務化している消防本部もございまして。

山田委員

早期に義務化される市町村、いろいろと挙げていただきました。

それでは、2008年6月からと、2011年からのという市町村の割合はいかがでしょうか。

(消防) 予防課長

2年から5年の割合ということなのですが、北海道という形で答えさせていただきたいと思っておりますけれども、割合の率は出せませんが、北海道には68消防本部がございまして、5年は52消防本部という形になっておりますので、約76パーセントぐらいが5年という猶予期間になっていると思っております。

山田委員

それでは、約8割ぐらいが期限の2011年までという押さえでよろしいですね。

それでは、そういった形で今住宅用火災警報器が取り付けられてきていると思いますが、東京都とか名古屋市、全国的にこういうような設置をしないと罰せられるような地域で、住宅用火災警報器を買わせようとする悪質業者が出没していると思っております。国民生活センターの調べでも、2004年は全国で32件、2005年では145件になっている等も聞いております。

そこで、本市又は本道の状況がわかれば、お聞かせ願います。

(消防) 予防課長

全国の部分については把握してございませんが、全道につきましては、今年になりまして岩見沢市、砂川市の方で、住宅用火災警報器の設置を必要とするという形で、業者が来てそうしたという2件が発生しています。また、本市においては、そのような件はございません。

山田委員

本市でも、いよいよそういうような形でだまされる善良な市民が増えることと思っておりますので、ぜひその予防措置はこれから十分検討されて、お願いしたいと思っております。

入札制度について

入札制度に関連して、何点が聞いてまいります。

まず最初に、この入札制度に参加を希望される業者は、どのような工事や部品、業種の種類か。また、業種の条件なども、わかる範囲でお聞かせ願います。

(財政) 契約管財課長

市の指名競争入札参加資格者の種類ということでございますけれども、大きく分けまして、建設工事、設計等、部品購入等の三つになります。この三つは、またそれぞれ細かく分類されてございまして、建設工事は建設業法別表に掲げる土木一式工事とか、建築一式工事、電気工事、舗装工事、水道など28種類、それから設計等は、測量、地質調査、土木設計とか5種目、また、物品等につきましては、印刷製本、事務用器具、薬品類、スポーツ用品などの取扱品目による36種類にそれぞれ分類をされておりまして、各業者は、登録を希望する種類を申請の際に申し出ると、こういったことになってございます。

条件でございますけれども、それぞれ業務の実施年数とか、それから各許可あるいは設計等ないし測量等によっ

ては、それぞれの許可というような、そういった条件はついてございます。その他、細かな条件はパンフレットを確認願います。

山田委員

それでは次に、入札及び契約の適正化実施内容について、透明性の確保、公正な競争の促進、ここについてお聞かせ願います。

(財政) 契約管財課長

本市における入札及び契約の適正化実施内容の概要ということですが、これは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及びガイドラインに基づき、実施しているものでございます。

四つの基本原則から成り立っております。1 点目は、さまざまな入札情報の公表による透明性の確保、2 点目は、入札及び契約の方法の改善や苦情処理システムの整備による公正な競争の促進、3 点目は、談合情報への適切な対応や一括下請負等建設業法違反への適切な対応などによる談合その他の不正行為の排除の徹底、4 点目は、公共工事の施工状況の評価、施工体制の把握の徹底等による公共工事の適正な施工の確保となっております。また、そのほかといたしまして、不良・不適格業者の排除などにより、入札契約の適正化の促進を図ることとしております。

山田委員

透明・公正、また、入札についていろいろと取り組んでいると思います。

それでは、市のそういったケースに関して、本市の業者の状況はどうでしょうか。所見でもいいですし、一言どういう状態か、お聞かせ願います。

(財政) 契約管財課長

状態といえますか、一般に登録をされた中で、私どもが指名競争入札等でその業者を指名しているというような今の状況でございます。それで、登録業者の状況ということでいいますと、基本的には、2 年に 1 度の登録ということで、一度登録されますとそのまま 2 年間登録をしていただいておりますけれども、又は業者サイドの状況で、例えば申請登録した業種の一部を廃業したので登録からその分を外してほしいというような変更届とか、あるいは登録を業者の都合によりまして、申出以降の入札や見積り合わせを辞退したいというような申出が来ることはございます。

山田委員

そうですね、そういった形で入札の参加についての変動とかも、たぶん業者の都合であると思います。ただ、特殊なケースとして、やはりこの登録の抹消、そういうものや納入業者が営業しているにもかかわらず、登録を返納、変更する場合もあると思いますが、こういうものがあれば、お聞かせ願います。

(財政) 契約管財課長

ここ数年間の中では、指名登録を業者の方からやめたいというか、そういった申出を受けたということはございませんで、今申し上げましたように、一部の変更とか、あるいは今後の入札を業者サイドの事情により辞退をしたという事はございます。こういった場合には、業者サイドから申請書なりを提出していただいておりますけれども、場合によってはすぐに書類をいただけないケースもございますので、私どもでは、当該事業主、代表者の方の意思が確認できた段階で、それ以降の入札とか、見積り合わせへの参加を見合わせることでございます。

山田委員

ということは、こういうような登録の抹消や返納、こういうのはまれにしかない、例えば 100 年に 1 回あるかないか、ほとんどないというような感じでよろしいですね。私の聞いている範囲では、こういったのが今回ちょっとあったようにも聞いております。その場合、直接これが契約管財課に連絡が来る場合もあると思うので、もしそういった関係部局への周知・連絡の対応について、あればお聞かせ願います。

(財政) 契約管財課長

基本的に、登録・申請等につきましては、私どもで受付をしてございますので、そういった業者からの一義的な情報は私どもに来る。私どもといたしましては、それを全庁的に知らせる必要があるということで、それは登録業務等の変更にかかわらず、入札とか、契約に関する情報で重要なものについては、庁内の関係課に文書あるいはメール、電話連絡等で周知を図ることとしてございます。

山田委員

昨今この経済状態が厳しい中、あえて営業しているにもかかわらず、そういうような登録をやめるというのは、会社としても断腸の思いだと思います。ただ、やはりそれぞれいろいろな事情がございますので、いろいろそういったのは周知徹底して、よりよいこういう環境を築かれて、末永く取引されるように私は願っております。

横田委員

小樽市の財政について

1点だけ簡潔に聞きますが、財政というか、夕張市ですが、ずいぶん連日報道されていますが、例の一時借入金で、ずいぶんまた負債が増えたという話も昨日聞きました。昨日のことで、「ヤミ起債」というのでしょうか、いわゆる知事の許可を得ないというか、地方財政法違反ではないかというその「ヤミ起債」があったと。これは、夕張市の手法というか、あるいは第三セクターとか、公社関係のその債務負担行為を利用したという話ですが、今日の報道で、また空知管内の何市町かが、産炭基金とかというのがあって、それを使った「ヤミ起債」というのが発覚して、道もわかっていながら何も言わなかったというのか、そんなことが報道されていました。私が心配するのは1点だけども、小樽市もそういった地方財政法違反ということなのかちょっとわかりませんが、いわゆる「ヤミ起債」という手法で借りているお金、言い方がちょっと嫌ですけども、地方財政法による道知事の許可を得ないで借りているお金というのは現在ないということを確認をしたいわけですけども、よろしいでしょうか。

財政部長

私、「ヤミ起債」というのがどういうものかちょっとわからないのですけれども、いわゆるその今報道の中でいろいろ言われております決算とか、予算の資料からは把握できなかった、いわゆる一時借入金といいますか、これについては今議会でもいろいろ御質問がございまして、私どももそれはやっております。ですから、特に年度末なんかの残高もございまして、先般も財政課長が答えましたけれども、やはり税を集めたり、国からの補助金が入ってきたりというのは、それは恒常的にあるというわけではなくて、時期がある程度決まっていますから、どうしても、それではその業者への支払あるいは職員給与の支払、こういったものを定期的に行っていかなければならない。その間、やはり入りがない分を何とかして、一時的に金融機関から調達して、それもなおかつ見積み合わせ等で低金利のものを選択して、そういった調達でやっているということはございますけれども、地財法に違反してうんぬんという形は、私の方ではとっていないというふうには思っています。

横田委員

もちろんそうだと思います、その確認ということなのです。過去に小樽水族館公社ですか、その辺で何か借りたというか、運用の方法なのでしょうけれども、実質的には地方債を借りないでやったこともあったようにも伺っています。今はないと思いますけれども、そういった確認だけでございました。いいですね、それで、全くないということですね。私の言う「ヤミ起債」というのは、報道でしか、定義づけされているのしか見ていませんけれども。

財政部長

いわゆるそのいろいろな第三セクターに対する損失補てんとか、債務保証という形をやる中で、いろいろな資金融通とかなんかがあったのかもかもしれません。ただ、私どもにおいては、過去には水族館とか、そういう

ところには損失補てんあるいは債務保証という形でやってきた経過はございますけれども、今はそういう第三セクター等については、私どもは既に全部終わってしまっていて、もちろんそれをやったのは議会の議決をいただいてということが前提でございますけれども、今はそれはもう全くございません。

横田委員

わかりました。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

上野委員

江西区（カンソグ）友好都市交流について

初めに、江西区の友好都市交流について伺います。

先般、先月の31日から私も行ってきたのですけれども、これは何で行ったかという、話がまだきちんとしなかったもので、それを含めて、そしてたまたま選挙がございまして、31日ユ・ヨン区庁長が当選してお祝いに行こうと思ったら、残念ながらもう落選してしまっていて、ユ・ヨンさんはもう小樽に二、三度来て、市長とも大変親しく交流していたから残念でございますけれど、ユ・ヨンさんは落ちたのですけれども、7月1日から新区庁長が就任しますけれども、それについて、前区庁長が落ちて、今度新区庁長になった場合、今までどおりこの友好都市の前進についてどのように考えているか示してください。

（総務）秘書課長

7月1日から、江西区の区長が交代いたしますけれども、民間交流、例えば現在行われている自動車学校の交流とか、あるいは短大と向こうの専門学校との交流とかというのは、基本的に続いているのだということと、それから昨年、江西区において向こうの方の小樽市との親善交流協会が設立されております。そして、小樽市においては、友好親善協会というものが設立されまして、ここの協会におきましても、これから当然いろいろな交流がされていくということをお聞きしております。

私ども市といたしましても、やはりこういった民間の交流というのは、基本的に、側面的な観点から支えていくという必要性もあると考えておりますので、ただ新区庁長にかわっておりますので、区庁長の意向というのですか、そういったものを含めまして江西区の方とこれからも交流についての協議というのですか、そういったものを進めていきたいとは考えております。

上野委員

今そのように伺いましたので、少しは安心しているのですけれども、もう一つ、今度は7月中ごろに、この友好都市の民間ないし市と向こうの区の調印のうんぬんというものをちょっと考えていたのですけれども、何か区庁長が1日から就任でございますので、7月は無理だというふうに向こうからのお話でございますけれども、8月中過ぎ、下旬ぐらいにというようなことを小樽市の交流協会と江西区の方の協会が今お話をしている最中でございますけれども、それにつきまして、小樽市としてもただ民間だけで調印というか、それももちろん民間外交も必要でございますけれども、小樽市と向こうの江西区との友好都市の何らかの形の議決等、再度考えていただけないか、よろしく申し上げます。

総務部長

この江西区との関係については、今、秘書課長が話したように、民間の動きがかなり先行してございまして、それで、どちらかという江西区の方でかなり先行して、小樽市との友好ということを念頭にその協会ができて、会長も来られたということで、それを受けて小樽市の中でも日韓親善交流協会というのも3月にでき上がりがして、一応その民間団体といいますが、そういうところを通してのいろいろな友好の関係調印をするという動きになって

いることは十分承知をしてございます。そういう意味では、その民間交流そのものを下支えするというか、行政ベースで友好都市という話も前区庁長とも市長が話をしてきた経緯もありますので、そういった方向で、内部的にはいろいろ検討してきております。

それで、今、委員のおっしゃったように、区庁長がかわられたということもございまして、市として、7月中旬に、親書がこちらに届くという話を聞いておりますので、それを読んで、どういった考え方を持たれているかということ判断しながら、できれば8月下旬に、民間で調印をするという時期に、市としても行政ベースでいろいろ話合いが調べば、そういった方向が一番望ましいとは思っていますので、とりあえずその親書を見て、これからどのように進めていくか、庁内でやはり協議をさせてもらうということで、それで調べば、同時に、8月下旬に市長を動かして調印するというのも一つの選択肢としてあるというふうには思っています。

上野委員

国と国の間ではいろいろな問題がございすけれども、やはり地方の都市が日本の地方都市として、いろいろな交流をすることが国のバックアップになると思いますので、小樽市もそういういい機会がございすので、ぜひ前向きに考えてください。

(仮称)新博物館について

次に、新博物館のことについて伺います。

新博物館の事業の基本設計図うんぬんも、先ほど説明のとおり出てきています。これは、民主党・市民連合の山口議員が一生懸命やっていますけれども、私もこれに対しては少しばかり問題点を持っていますので、聞きたいと思えます。

まず初めに、現在色内の方にある博物館。私は、大変貴重な博物館だと思います。先般も会派視察で、帰りに神戸の博物館に行きました。私、あそこの博物館が大好きです。建物を見ただけで博物館だという、中に入る前からもう本当に博物館という威風が、姿があると。これは、もう大変貴重な、神戸市でも本当に貴重な建物なのです、重厚な。小樽では旧日本銀行小樽支店の中に博物館があるようなもので。

博物館というのは、やはり本当に歴史を感じ、それを見たらこの都市がわかる、このまちの今までの歴史がすぐわかる、そういうことが博物館の使命だと思うのですよ。残念ながら、今回の新博物館構想、これも私は否定しているわけではございませんので、これはあくまでもいいのですけれども、やはりここに新博物館用途のものもございすけれども、残念ながら少ししかないというような感じで、私はやはりここに新博物館を移行した場合、今の博物館がおろそかになってしまうのではないのかなと、そういう気がします。逆に、今の博物館をもっと充実させて、今の運河プラザですか、物品販売をやっている場所とか、どうにかあそこを、ああいうものを全部博物館にして、もう日本でも最高の博物館と言われるような、一時あそこは入館者数がすごかったのですよ、今若干減っていますけれども。ですから、これからまだまだ回復できる小樽市の貴重な博物館であると思えますので、この新博物館の構想とそちらの方の関係をもう少しわかりやすく説明してください。

(教育)新博物館開設準備室長

この基本計画で示させていただいたこのプランといいますのは、現在の博物館はイメージ的な部分で申し上げますと、郷土館的な役割で残しておきたい。我々、今、博物館あるいはその準備室としては、現在の博物館に新たな博物館が加わるというようなイメージを持っております。委員のおっしゃるように、現在、当博物館にはかなり貴重なコレクションがございす。しかしながら、展示面積の都合がございまして、なかなか公開できなかったということがございす。それを、今回のこの新博物館の基本計画の中で示させていただいたように、今度は、そういった市民から御寄贈いただいた貴重な資料を公開できる場を設けることができるだけでも、私は大きな進歩だというふうには思っております。

したがいまして、手宮の新博物館と色内の博物館と、その二つを有機的かつ有効に活用しながら博物館を進めて

まいりたいというふうに思っております。

上野委員

もう少し今の博物館のことについて答えが欲しかったのですけれども、これはまた機会があったときに。

もう一点、これは仮称になっていますね、新博物館という名前。私、やはり今の博物館をきちんと置くのですから、そこにまた同じような、例えば小樽駅があって、新小樽駅ができる。将来的にはやはり新小樽駅が主流になってしまう。それは、どこの都市でもそうですよ、新幹線ができたときとか。このようなイメージを、今、私はこう見て、何かもう色内の博物館は昔の博物館だというイメージに映るのです。やはり市民はわかりますけれども、ほかから来た人にはそういうふうに見えるのです。ですから、これは仮称だからまあいいのだけれども、本当にこの新博物館という名前でやるのかやらないのかということ、これは大変大事なことでございますので、ひとつその辺のことについてお願いします。

(教育)新博物館開設準備室長

(仮称)新博物館と申しますのは、その新博物館という名称を生かすということではございませんで、名称はこれから決めていきたいというふうに思っております。

つまり、「小樽ミュージアム」にするのか、あるいは「小樽博物館」にするのか、あるいはもっとざん新な名前にするのか、それをこれから準備室の中で詰めてまいりたいと思っております。ただ、そういう名前を決めるその方法論についても、準備室の中で、限られた時間でありましてけれども、時間をかけて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、新何とかということのこだわりは持っていないということを御理解ください。

上野委員

ということは、名前が変わるといふふうに理解してよろしいですね。

教育長、いかがですか。ちょっと大事なことです。

教育長

今、答弁いたしましたように、名前については、これまでもっともっと長いような仮称もあったのですが、だんだん短くしてここまで参りまして、ネーミングによってやはり入館者がどういうふうになるかというのを十分に念頭に置きながら、今の新博物館開設準備室の方で検討しておりますので、御理解いただければと思います。

上野委員

あと1点か2点、入館料をどうするか、まだ決めていないと思うのですけれども、そのこととどのぐらいの人たちが年間来ると予想しているか、それとやはり財政の問題でも、ある程度入館料であればペイするのが最善の方法だろうと思っておりますけれども、やはり経費等も1年間動くとかかりますので、この3点、入館料、何人が来る予想をしているのか、年間の維持費関係、どういうふうになっているか、それも示していただきたい。

(教育)新博物館開設準備室長

まず、入館料でございますけれども、これもまことに申しわけございませんが、ただいま新博物館開設準備室内部で、その素案をつくっている段階でございます。ただ、現在、博物館が大人は300円をいただいておりますし、それから子供たち、小学校の児童・生徒については無料ということでございますので、十分それは意識した中で料金体系を新たに提案させていただきたいというふうに思っているところです。

それから、1年間にどのぐらいの人を想定しているか、入館者を想定しているかということでございますが、私ども、おおむねめどとして10万人は呼びたいというふうに頑張っております。しかし、これもこれから事業プランをこの実施設計の中で組み立てていきますので、とにかく目安としては10万人ということは意識して、現在事業プランをつくっております。

それから、年間の維持管理費ということでございますが、今、交通記念館から新博物館開設準備室に引き継がれて、そこらの年間どれぐらいの経常的な経費を要したかという数値の具体的な部分を今洗い出しをしております。

す。雑ばくな数字でまことに恐縮ですが、そのやり方にもよるのでしょうかけれども、おおむね5,000万円程度はかかっているような感じがなというところでございます。ただ、その具体的なより正確な数値というのは、これからさらに精査して、私どもの方で押さえていきたいというふうには思っております。

上野委員

数字を示してくれましたけれども、1万人と言わず、10万人と言わず、割増しですと維持管理費も出てきますので、やはり財政のこともありますので、新しい事業でございますので、初めから税金を投入するのではなくて、自主財源でやっていくという気持ち、計画を、まだ日程的には十分ありますので、そういうことも含めて検討していただければありがたいと思います。これについては、おいおいまた機会があったら質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

あおばとプランについて

次に、あおばとプランについて。

先般、平成会の会派視察で尾道市に行ってきたのですけれども、尾道市については、本当にいろいろな県からの指導が入ったり、また途中で校長が亡くなったり、いろいろな事件があったり、かなり緊迫した中でこのプランが立てられたことは御承知だと思いますけれども、我々も向こうの方のいろいろなお話を聞いて、本当にもう真剣に取り組んでいる、命がけでやっているという感じを受けました。それも、何人かの方がそれを専門に何年間もやってきたというのです。これにはもう本当に驚きました。そのぐらいやらないと、教育というのは変わらないと思うのです。

残念ながら、今回のあおばとプランと比較してはいけませんけれども、若干尾道市をやはり参考にしていると思いますけれども、尾道市の基本理念は、学校教育と、それから生涯学習、昔は社会教育と言ったのですけれども、この二つを2本柱で立てられているのですよね。これは、これからの学校教育におきまして、大変私は大事だと思うのです。学校教育だけではこれからの教育のプランはつくれないと思います。学社連携とか、学社融合ということとをずっと言われていますけれども、この学校教育プラス生涯教育が入ってこなければ、この学校教育はきちんといかないと思うのですけれども、このあおばとプランに若干は入ってきていますけれども、きちんとした形でこの生涯学習というのが見えてこないのですけれども、これは、何かその意図と申しますか、小樽独特の何かあるのですか。

(教育)指導室長

あおばとプランの作成の経過等々に関連しての御質問かと思っておりますけれども、とりわけ今回委員の御指摘のとおり、これは小樽市立学校の学校教育の推進の指針ということで、示したところでございます。

これは、まずもって市内の小中学校が質の高い、また、どこの学校においても同様の形で教育を受けられるようにしていこうという、これは適正配置等々の中での市民の皆さんの声も承りながら、また答申もいただく中で、こういう考え方を持っていったところでございます。したがって、こういう中で、学校教育の一定のレベルアップを目指して示したところでございます。

なお、社会教育との関連、とりわけ生涯学習との関連については、委員の御指摘のとおりでございます。このことにつきましては、また今後、このあおばとプランの進行とともに考えられていくものではないかというふうに考えております。もちろん、現在の教育活動の中でもいろいろな生涯学習、生涯教育施設を使って教育活動が展開されていることはもちろんございまして、今後ともそういうところでの利用を図りながら、充実した学習活動を展開していきたいというふうに考えております。

教育長

全国で、今、生涯学習という言葉の概念、どういうふうに展開されているかと考えますと、実際、小樽市教育委員会のように、教育委員会レベルで学校教育と社会教育を含めた生涯学習というのを展開しているというところが

圧倒的に多いのですが、今、上野委員がおっしゃったのは、市ぐるみ、まちぐるみということで、最終的には、小樽で言いますと、市長部局が生涯学習というものの一番トップに立っておりまして、その中の学校教育を担うのが教育委員会という考え方、その二つがあるのだと思います。

今、委員がおっしゃったのは、恐らく後者の方の市長部局の方が生涯学習というのを全部束ねてということで、今盛んに言われていますように、スポーツ関係とか、そちらの方を市長部局に移してうんぬんと文部科学省も言っていますが、小樽の場合には、あくまでも生涯学習の二つの車輪が教育委員会で担っているという展開のその車輪の一つが、今回示したあおばとプランでございます。

もう一つの車輪の方につきましては、社会教育の方で示しているところでございますので、そのあたりよろしくお願いします。

上野委員

今の答えに反論は幾らでもあるのですが、今日はしません。

私は、やはりそういうふうに分ける、市長部局を分けるとかうんぬんというのは、それは方針かもわからないですけれども、教育というものはそういうものではないと思いますので、そうなる、前みたいに病院はもう市長部局ではないのだから協議会でやりなさい、それと同じことなのです。ですから、教育というのは、そういうふうに分けてはいけないと思うのです。ですから、今回、教育委員会だって二つの部門が一緒になったのではないですか。やはりそうしていかないと、教育の充実は望めないと思います。

特に、何で私がそれを言うかということ、今回、尾道市のいろいろプランも見て、実施計画も見たら、指針より具体的な事業の項目がすごいのです。例えば中学校のスポーツフェスティバル、全部の中学校の生徒を集めて、何千人で、そんな難しいことではないけれども、全市の中学校が一堂に会して、そういうものをやるとか、それから文化・芸術でも音楽コンクールの各予備選をやって、最後には選ばれた子供が、学校がその芸術の、これは書道も絵も、それから音楽も、こういうことを全市でみんながやっているという、あと英語スピーチコンテストなんかもやっているのです、全市の学校で、みんな集めて。それから、「尾道ことばの力発表会」、最後には「立志式」といって中学生の夢を発表する場、これが1年間の最終の子供たちの発表の場になっているのです。そういう具体的な取組をスタートからやっているのです。

ですけれども、小樽市の場合、これを見たらもう本当に何か子供たちは何もわからない、何をやっているのかなという、先生たちもどれだけ興味を持っているかわかりませんが、教育委員会だけが私、これをわかっていると思うのですよ、はっきり言って。ですから、せっかくやるプランですので、子供たちもこのプランに参画できるような計画をぜひ、これは20年度までこのプランでいくと思いますので、途中で変えることもできますので、指針としては実際ここに書いていますけれども、もっと具体的に事業を行うことが大事ではないかなというような、これは向こうの話を聞いた場合、例えば市長とか議長が来てあいさつするとか、そういうことも子供たちの前で一緒に、尾道市の教育はもう全部でやっているのだという、それが見えてくるのですよ。残念ながら、このプランにおいては見えてきませんので、これもまだまだ質問する機会もございますので、最後そこを答えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

(教育) 指導室長

あおばとプランの推進にかかわってということで、子供たちの姿が見えるような、市民の皆さんにも、保護者にももちろん見えていくような形での展開をということでの御質問かと思えます。

「小樽未来プロジェクト」という、こういうものを実はあおばとプランの中で示させていただいてございます。これは、総合的な学習にかかわって、郷土小樽について、ずいぶん今の小中学校の中では取り上げて、学習を展開しているところでございます。このような郷土小樽を思う子供たちの姿について、やはり発表の場を設けるなどしながら、市民の皆さんにも見ていただき、激励をしていただきたいと、そんな試みも設けているところでございま

す。

また、これまでも、例えば小学校、中学校それぞれで音楽交流発表会等々の取組もしているところでございます。これにかかわりまして、市民の皆さんへの周知等についても一層努めてまいりたいというふうに考えてございます。

上野委員

どうぞ、示されているではなくて、実際に行動してください、行動。行動しないとどうしようもないですから。これからやりますとか、示していますでは困りますので、何か行動して、命がけで、指導室長、よろしく願います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋山委員

郷土館と博物館の違いについて

先ほど説明を聞いておりました、説明された部分で尋ねたいと思います。

平成会の上野委員と何となく似ているのかと思いついて聞いておりましたけれども、新博物館についての意向調査集計結果報告というのを、先ほど説明していただきました。その中で、この表を見たときに、一番要望というのですか、常設展示にしても、特別展示にしても、小樽の歴史とか、小樽の自然というものを求めている方が多いというふうに、この表を見ながら感じておりました。そして、その名前、交通記念館の後、名前でかなり悩んでいるということも今聞きました。それで、現在の運河プラザのところにある博物館を郷土館とするという旨の話も伺いました。

それで、郷土館と博物館の違いというものはどのようにとらえているのか、お知らせください。

(教育)新博物館開設準備室長

郷土館と博物館の名称的な差はございません。ただ、一般的に郷土館というのは、どちらかという、その非常にローカル色の強いもの、そういうイメージがございます。しかしながら、県立博物館でも、青森県のように、県立青森郷土館というふうに郷土館と名称を使っているところもございますので、私どもは博物館の中では、その名称に差はないというふうに押さえてございます。

秋山委員

郷土館と言って、小樽らしさというか、やはり私なんか、どちらかといえば運河プラザのあそこが好きなのですけれども、郷土と見たときに、動物、それから火をたくとか、ああいう系統立てた最後の部分は博物館のどこに入るのかな、どちらかというよりも我が小樽、我が郷土というところに愛着を感じて、郷土館という部分が考えられていくのかというふうには、勝手に想像していました。

先ほども上野委員がおっしゃっていましたが、どういことにしようと、本来的には同じように考えているとなつていったときに、ありますね、中身が重複するのではないだろうか。そういう部分はどのように、ダブ

らないような形で考えているのかというふうに思いました。

それが 1 点と、市民の皆さんに見せたい、公開したい資料がたくさんあるという部分の話がありましたけれども、そういう部分で色分けして考えているのかという部分を聞かせてください。

(教育)新博物館開設準備室長

ただいまの委員の御質問でございますけれども、私どもが現在考えていますのは、まず一つには、現在の博物館の面積が非常に狭いと、確かに市民から御寄贈いただいたさまざまな貴重な品がたくさんございますので、それらを公開できる場として考えております。

したがって、現在の博物館のあのイメージは、小樽のまちの歴史と自然を伝えるためには、市民のみならず多くの観光客の方にも支持をいただいておりますので、あのイメージはあそこで残しておきたい。もちろん若干のリニューアルはかけますが、あそこに残しておきたい。手宮は、答弁が重複するかもしれませんが、企画展示室という、新たな展示室の中でローテーションを組ませながら、今まで主に埋もれていた資料の、収蔵庫に眠っていた資料の公開に努めていきたい。時には全国規模の大規模な企画展を誘致できるような、そういうようなことで、今、すみ分けを考えているところでございます。

秋山委員

わかりました。いずれにしても、今のところは郷土館として残される。あれはあれで本当に結構なことだと思います。小樽の倉庫の構造というところに興味のある人もいるだろうし、小樽の往年の姿をしのぶ方もいるし、そういう意味では、あそこはあそこで郷土館という新しい名称ですばらしいことなのだと思います。

ただ、博物館という、このイメージがこびりついているので、新しい部分の展開がこちら側として開けていけないという部分で、今後の新博物館、楽しみにしていきたい。今、説明を聞いていてそのように思ったものですから、ここは、これで終わらせていただきます。

学校施設の耐震化の整備について

耐震化の説明がありました。

この耐震化というのは、国でいつまで行えというのはあるのでしょうか。

(教育)総務管理課長

既存の学校施設の耐震化の整備に当たりましては、いつまでという規定はありませんけれども、文部科学省が言っているところによりますと、なるべく早くということが記載されております。

秋山委員

確かなるべく早い方がいいと思います、いろいろなささまざまな問題がありますから。

それで、新たな適正配置、22年度から順次実施しますという部分、5年間の期間という部分で、十分にそういうものを考慮して対応していけるのかという部分が心配だったものですから、今お聞きしたのですけれども、どんなものでしょうか。

(教育)総務管理課長

現在行われました耐震化優先度調査といいますのは、本来であれば耐震診断又は耐力度調査という調査を行いまして、その学校施設に対して、どのような補強工事にするのか、建替え工事にするのかということを見極めなければならぬのですけれども、その方法につきましては、多額の費用、大体一般で500万円から1,000万円ぐらいかかるということで、そういう費用をかけられないということで、文部科学省の方では、このように簡略的な耐震化優先度調査、要するにどこの学校施設から耐震診断をするのか、耐力調査するのかということを示されましたので、我々は、その中で今回行って、このように順位をつけさせていただいたということでございます。

1年に1校ずつしても29年かかりますし、今ある学校、要するに耐震基準を満たしている学校についても、今後は大規模改修が必要となってきますので、そういうものを合わせますと、どれから選定していくかということもあ

りますので、そういう部分では、学校の適正配置計画との整合を図りながら、着実に進めていきたいという考えでございます。

秋山委員

極端な考え方もかもしれませんけれども、これらの古いものに手を入れて、お金をかけてもざん新な計画で進めていただければいいというふうには思っております。

蘭島地区の消防団への移管について

消防の説明がありました。

小樽市消防長期構想 6 ページに「蘭島地区は消防団の消防力充実強化」、要するに消防団に移行していくという話がありました、移管をするという。12万円ちょっとの計画で、蘭島地区を見ても、人口もかなり減る中で、この消防団に移管される部分というのは、施設管理の部分なのでしょうか。

(消防)総務課長

消防団へ移管される部分というのは、実際に消火活動・火災活動を行う部分ということでございます。

秋山委員

どんなものかと思ったのです。ますます高齢化も進んでいく中で、あそこの地域だけ移管されて。消防力強化という部分、かなり厳しい部分もあるのかというふうに思いますけれども、方向性としてこれどのくらい、現在、この蘭島地区の消防団はどのくらいいるのか、またどの程度目標とされているのかという部分をまず教えてください。

(消防)村岡主幹

蘭島地区でございますけれども、現在、合計29名の消防団員が在籍しております。

(消防)総務課長

蘭島地区へのこの移管ということでございますけれども、現在のままの改正でということではございません。年度といたしましては、今期の後半ということで考えているわけでございますけれども、新たなといいますか、今のままの体制からまたちょっと一歩進んだような消防団の体制というものを考えていきたいと、このように考えております。

秋山委員

かなり年齢的に難しい部分もあるのかと、今、何年間でという目標がありましたね。ただ、やはり新しい人を常に増やしながらかこの人数を維持していくという部分もあるかと思っておりますので、大変でしょうけれども、そういう部分はどのようなのでしょうか。

40代の方が10年後は50代という感じになりますので、かなり厳しい面もあるのかというふうに感じたものですから、今聞きました。

消防長

今の消防団のことでございますけれども、これについては、今後の大きな検討課題ということで、今説明したように、現在でも消防団員の構成といいますか、体制ということだけで、なかなか充実強化ということは難しい部分もあります。装備のこともございますけれども、やはり人的な面でも対策を講じていかなければだめだと思っております。消防団そのものにつきましては、人員の増員ということが課題になっておりまして、団そのものの活性化といたしますか、そういうことも大きな課題と考えてございます。

これは、まだいろいろ検討の余地がたくさんございまして、今後の大きな課題と思っておりますけれども、例えば、今、消防職員は60歳で定年ということでございますけれども、今後、その消防職員の退職後の取扱いといたしますか、年金の支給というようなこともございますので、消防職員OBの再雇用なり、年金支給までの間をどうするかというようなこともございます。そのあたりは、今後の課題の中で、例えば、一つの考え方として、退職した消防職員に消防団の方に入っていただくと。それをどういう形で入れるか、それは常勤の消防団というような形で入

っていただいて、今までの消防団というのは、非常勤ということですが、そういう形での身分保障をしながらということもあり得るのかと。これは、大きないろいろな課題がございますので、全庁的な職員のこと絡めて検討していく、そういうようなことも一つには選択肢としてといたしますが、そういうことも含めながら、消防団そのものの活性化というものも、どういう方策があるかということ絡めて考えていきたいと思っております。

秋山委員

在宅投票制度について

次に、身障者の方から出ている陳情第62号「在宅障害者の願いの実現方について（選挙）」に関して伺いたいのですが、継続審査となっているのですけれども、在宅投票制度、この手続に対して周知徹底を図って下さいという部分が残されてきているのですが、現在、この小樽市の状況としてどうなのでしょう。

選挙管理委員会次長

陳情に残っております在宅障害者への周知でございますけれども、これにつきましては、前にも一度申し上げましたけれども、小樽市の選管といたしましては、対象者を完全に把握するということが現在、難しゅうございますので、こういう郵便等投票の対象になる方々につきましては、それぞれ身体障害者手帳の交付時期、その時点での対象者の級の方並びに介護保険証の交付を受ける要介護5の方の交付時、この時点で、それぞれ皆様に、福祉部の方をお願いいたしまして、それぞれの障害者手帳あるいは介護保険証の交付時点で、私どもの方からこういう郵便等投票の制度がありますと、こういう手続をぜひなさってくださいという形で一緒にパンフレットと申しますが、チラシを同封して、それぞれ周知してございます。

秋山委員

ただ、これは代理でもいいのでしょうか。この対象者となる方がそれを自分で聞いたとしても、間に人が入っていたらそれは徹底されているのかという部分も心配ですし、その身体障害者手帳を交付したとき、例えば10人なら10人交付したと、最終的に、選挙管理委員会として10人の登録があったとかというチェックというのは難しいのでしょうか。

選挙管理委員会次長

先ほど申し上げましたように、対象者の方々といいまして、この身体障害者手帳の対象級あるいは要介護5という介護保険の対象ということで、それら個々の方々を私どもが把握するということができない。これは個人情報でございますので、その都度その都度私どもがつかまえることができませんので、それであくまでもお願いするしかないわけでございます。ただ、一応一昨年の制度改正に伴いまして、代理記載等も認められておりますので、それらについても、このチラシの中にはその旨記載いたしまして、代理でもできるということで、それぞれチラシの記載はいたしております。

秋山委員

ちなみに小樽市では何名ぐらいがこれに登録されているのでしょうか。

選挙管理委員会次長

その都度変わってまいりますけれども、大体200名から300名の間で推移してございます。

秋山委員

それでもう一点、陳情項目の中に点字・録音テープなどで、要するに視覚障害者への選挙広報の改善を図ってくださいとあるのですけれども、この部分はどうなっているのでしょうか。

選挙管理委員会次長

選挙広報ということで、いわゆる「広げる報」、選挙広報ということになりますと、これに関しましては、候補者の届け出た原稿のままに掲載しなければならないという規定になっております。そうなりますと、点字、いわゆる録音ということになりますと、イラストもかくということですから、その部分をどうやって伝えるかという問題

もごさいますし、そうなりますと、その部分の公職選挙法の改正が必要になってしまいます。ということで、そういう部分に関しては、短期間でどうこうという問題ではなくなってしまうということでごさいます。

秋山委員

わかりました。かなり難しい部分もあるので、こたえてあげたいという部分もありますけれども、ちょっと厳しいのかなというふうに聞いておりました。

小樽市室内水泳プールについて

続きまして、小樽市室内水泳プールに関連してなのですけれども、今までたくさんのやりとりを聞いてまいりました。その中で、先ほど菊地委員の方からも質問がありまして、それに対して教育委員会としての考えを、教育委員会としてのプールについての必要性を感じているのだという話も伺いました。それで、今までのやりとりの中で、尋ねたいことがあるのですけれども、昨日の予算特別委員会の中で、この市民プールは公有財産なのだという言い方をされています。この公有財産のとらえ方について聞かせてください。

教育部東田次長

公有財産というのは、字のとおり公にある財産ということでございまして、私、昨日、公有財産と言ったかどうかははっきりしないのですが、公共施設ということで表現をしたつもりであります。そういうとらえ方をしていたら幸いです。

秋山委員

この陳情者の方々の声に、要するに現在あるプールを建設する際に保証金というのですか、準備金というのですか、補助金というのですか、残っているその部分のお金は、要するに市民の共有財産なので、我々にも権利があるような言い方をされておりますけれども、その部分についてはどのようにお考えでしょうか。

教育部東田次長

この部分につきましては、教育委員会が答弁するというものではないのですけれども、小樽市として考えたときに、昨日、助役から答弁したとおり、第3ビル、駅前の再開発事業に係る小樽市の姿勢という部分で言ったときに、そのお金のあり方というのは第一義的には考えるべきなのだろうということでございまして、教育委員会の考え方としてはそれを見据えなければならない、そういうふうに思っております。

秋山委員

存続方についてという陳情を見ますと、現地でという部分がほとんどで、1通だけ、要するに小樽市民プールという形を残してほしいという部分がありました。

今までのやりとりを聞いておられますと、教育委員会は、プールの必要性を感じている。けれども、小樽市の現状、第3ビルの現状を見たときに、やはり教育委員会としていつまでも持っていられない状況にあるというときに、方法としてどんなことを考えているかという部分を聞かせてください。

教育部東田次長

駅前の第3ビル周辺地区再開発事業が決定して、スケジュールがまとまって動き出したときということでの話になりますけれども、仮にということでごさいますけれども、教育委員会としては、今回何度も答えさせていただいていますが、そうなった場合につきましては、公共施設としてのプールというものをどこかに対応していかなければならないわけです。そのどこかの選択肢というのが幾つかあると思います。例えば学校施設をプールにするというか、現状もありますけれども、そういうところの充実を図りながら当面の対応策を打っていくとか、それから、先ほども菊地委員の御質問に答えましたけれども、民間施設もこの10数年の間に相当充実をしてきております。地域ということのとらえ方をすれば、小樽市内にはそれだけの室内水泳プールがずいぶんあるということも考えたときに、それらをうまく活用しながらその公共施設と、それから民間施設をうまく連携させて、プールを活用するという方策もあろうし、昨日も答えましたけれども、教育委員会としてはできれば何かそういう形を整えたものがあ

ればいいという考え方を持っているということでございます。

秋山委員

陳情を見ますと、集客力、要するにあの地域の集客力を果たしているという部分の考え方もかなりを占めているという部分に対して、どのように説得するものなのか、したいものかどうかわからないのですけれども、今後、いろいろな部分でそういう話合いがあった場合、どのような話をされるのかという部分がちょっと知りたいと思っております。

教育部東田次長

地域性の問題点といえますでしょうか、地理的な問題になるのだと思います。それぞれの陳情を見たところ、小樽駅前にあると、こういう地理的なことをいって集客力があるというふうに、皆さんそうお感じになっていると思えますけれども、集客力という言葉だけをとらえますと、必ずしも駅前でなければならないということではないと思えます。そもそも小樽のまちづくりの経過というか、まちの発展のことを考えたときには、小樽駅前というのは、確かに室内水泳プールができた当時を考えますと、それだけの集客力がある地域だったというふうに思いますが、この間、いわゆる経済動向とか、人流動向とか、そういう動きというのは相当あるように思えますので、必ずしも小樽駅前の今の場所だけが高い集客力を持っているかという部分については、私はそうは考えていないわけですし、例えばその幾つかの要件が重なったときに集客力の高まりというのは見せることはできましょうし、例えばそのプールがある場所自体が新たな集客力になっていく可能性もあるというふうに思っております。

秋山委員

個人的な考えはさておきまして、本当に一生懸命 3 万人も署名を集めている姿も見ておりますけれども、やはりこれだけの方々に対して決断を迫られている、時間的問題もありまして、私方もそれに対してきちんとした形をとっていかなければならないという部分もあって、かなり難しい立場だというふうに考えております。いずれにしましても、最後には室内水泳プールをどんな形であれ、教育委員会の考えている方向性、また室内水泳プール存続、現地というのはちょっとわかりませんが、いい方向でまともな形でいただければいいというふうには考えてはおります。

教育部東田次長

まさしく秋山委員のおっしゃるとおり、我々としては、終始、小樽市の室内水泳プールのあり方といえますが、それについては訴え続けてきておりますものですから、そういう観点からも当然のことながら市民のその要望・期待にできるだけこたえていきたい。もちろん最善を尽くしながらこたえていきたいと思っておりますので、今、秋山委員の御心配の部分については、都度我々努力しながら解決をしていきたいと、そう思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木（勝）委員

夕張市の財政破たんについて

まず、財政の問題なのですけれども、これは深みを入れる資料がないので、先ほど横田委員の方からも、それから昨日も夕張市の財政破たんの問題が取り上げられていました。

まず最初に、この夕張の財政破たんをしたという現状、どのぐらい実態把握をしていますか。

財政部長

まさに、昨日からの新聞によれば、道の職員が 5 名調査に入ったということで、我々はもうあくまで新聞報道の範囲でしか知りませんので、どのようなことがなされてきているのか、これはもう全くと言っていいほど承知していません。ただ報道の範囲でしか承知していないということです。

佐々木（勝）委員

それで、報道の範囲内ということなのですが、財政破たんの危機は今始まったことではなくて、各都市で激震が走っている状況ですね。そういうことで、知り得る範囲の部分というのはやはりいろいろ限定しますが、夕張市が破たんをしたということについて、小樽市もその財政破たんに若干かかわっているわけですから、知り得る範囲というか、この夕張市が破たんした状況をどう受け止めて、何を学んだかということがあれば、お願いいたします。

財政部長

先日もいろいろ答えておりますけれども、やはりこれはマクロで見れば、国のエネルギー政策の転換によりまして、全国の産炭地が最終的にはもう閉山に追い込まれて、いわゆる大変な苦勞をされてきたという一つの結果の現れだと思っております。そこを地域おこしということで、それぞれ皆さんがいろいろな政策をとって進んでこられたのだと思います。

その一つが、例えば報道によりますと、夕張市においては、観光の方に目を向けた振興策をまちの中心に位置づけて、今日まで来られたのだと思えますし、ただそこに至るまでの間を、いわゆるその閉山からまちのある意味での負の遺産というものを引き継いでおりますから、それが新たな政策おこしの中でもなかなか解消できないまま来ている、そして、なおかつまた北海道は全国の景気の流れからいって何歩も遅れてきておりますから、そういった中でも回復になかなかついていけないというような状況があったのかと思えます。これは、小樽市でそういったような大きな産業の変更というのは、過去にはそれほどなかったと思えます。

例えばかつてはミツマゴムが倒産して、あそこは小樽の雇用をかなり吸収していたわけですが、ではそれによって小樽市が大変なもう本当にまちが倒産するような状態になったかということ、必ずしもそうではない。それはなぜかということ、産業の構造が非常に多様化しているのが小樽の特徴なわけです。ですから、1次産業こそ今はもう本当に全体の1パーセントあるかないかですけれども、2次産業も多種多様なものがかなりあったということで、いわゆる不況という形では、ポディープローではかなり効いてきているのですけれども、一発のカウンターパンチではなかなか倒れないという、こういう体質のまちが小樽だったのかなというふうに思うのです。ですから、そういう意味では、夕張だとかそういう、例えば鉄鋼のまち、あるいは炭鉱のまちとかと言われるようなところは体質的には違っていたということです。

しかし、この40年ほど前から見れば、人口がもう25パーセント以上減ってきているという現実の中では、非常にこれはもういろいろな面で、小樽のまちづくりに変化を来しているということは事実だと思うわけです。ですから、私はよく言うのですが、40年前に、例えばL Lの体にL Lの服を着ていたときには合っていたでしょう。しかし、今は人口が4分の1以上減っているわけですから、L Lの服はあっても体はMかSなわけです。ですから、その体に合うような服づくりをしなければいけない。そうでなければ体と洋服が一致しないような不格好なまちになってしまうわけですから、そういうところは我々はきちんと押さえて、また、これは住んでいる住民の方にもきちんと理解をしていただいて、昔のようなことにはいかないのだということを、まず少なくとも意識をしていただきたいと思えます。

ですから、そういう意味では、過去のようなものはできないし、今ある施設というのは、例えば議論のあります青少年科学館なんかにしても、昭和三十七、八年、北海道でも一番にもう小樽市がつくっている、室蘭市とかと同時期に、そういったものがたくさんあるのですけれども、では果たして、今の小樽のまちの中で、そういったものを本当にさらに新しくしていったり、別な形でつくっていったりとかできるかということ、必ずしもそうではないと思うのです。ですから、今のインフラストラクチャーというものを新たに直したり、維持したりして、使っていくということが非常に大事なことだと思うのです。ですから、我々もそういう観点でこれをしていかなければならない。非常に内憂外患と申しますか、厳しい状況に取り囲まれておりますけれども、常にそういう感覚を持ってい

かなければならないというのが、もう今回の夕張市の事例を間近に見て、率直に感じたところでございます。

佐々木（勝）委員

ちょうど次の質問に合うかというふうに、そう思っていたところです。結論から言いますと、今、LLサイズというような話があったので、私もその感覚の使い方というか、よく身の丈とこう言いますよね。身の丈というものが、服サイズに見る身の丈というのがあるのだろし、この財政運営上での言う身の丈というのもあるので、共通理解をしておきたいと思って、どういう認識をお持ちかということだけ伺います。

財政部長

一般的には、私、今るる申し上げたようなことがそれにつながってくるのかと思いますけれども、例えば貯金で考えますと、平成16年度の予算を編成するときに、その時点で19億円以上、約20億円の一般財源が不足したわけです。それで、やむなく市長が決断されまして、赤字の予算をいわゆる空財源というふうな形で呼ばれましたけれども、そういう予算を編成せざるを得ないという形になったわけです。それがまさしく身の丈に合っていない形だったわけです。その20億円というのが、例えばの話ですね。ですから、常にそういうまちなのだと、一般財源というその財源が360億円とか370億円、あるいはもっと今もう下がってきているような状況の中で、今度仕事をするには、20億円からの金が常に足りないまちだということです。ですから、ここのところを自覚して、そしてやはりこれもよく申しますけれども、入るをはかりて出ざるを制すと言いますが、その観点というのは本当に大事なことだというふうに思っています。

佐々木（勝）委員

義務教育の国庫負担制度について

その次は、財政破たん、それから国の借金と地方財源と、このしわ寄せがどこに来るかということ、教育と福祉にしわ寄せが来るということは、時代の流れに当てはまるところかなというふうに思っております。いろいろな面で、今、義務教育のことが危機にさらされているというふうに思われ、教育に関係している人たちも同じ考えというふうに思います。

それで、時期的なこともありますけれども、この義務教育の関係、義務教育の制度、国庫負担の問題等も含めて、いわゆる義務教育の制度、それからそこにかかわる義務教育は無償と、こういう基本になってここまで進めてきたわけですが、義務教育とは、その義務教育制度、これの定義といいますか、ここのところはどのようなのでしょうか。

（教育）学校教育課長

義務教育の定義等の一つまず、憲法上では、通常我々だと子供がいれば、その子供を教育させる義務があるという形になってございまして、その教育については無償とするというふうになってございます。

その無償というのは、おおむねは授業料というか、そういうものを無償とするという立場をとってございます。

佐々木（勝）委員

それで、去年あたりから変更になって、義務教育の国庫負担制度の見直し、それで今その廃止と、こういうことも取りざたされているという状況なのです。国庫負担制度の2分の1を3分の1にシフトすると、こういうことが今その動きの中で動いていると思います。そういう面で考えて、私が今尋ねたいのは、2分の1国庫負担が3分の1に変わった、それが地方を含めてどういう影響があるのかということと共通理解したいというふうに思います。

私が持っている資料によりますと、結論から言うと、教育の地方格差が心配になるということです。これは、財政の方にも該当するというふうに思いますけれども、地方自治体の財政状況に左右されないで、教員を安定的に確保するためのもの、全国的な教育条件や水準維持につながるものだというふうに押さえています。いわゆる三位一体改革によって、2006年度から国の負担が2分の1から3分の1に変わったと、こういう状況の中から、地方自治体の負担が2分の1から3分の1に変わったその財源は、地方自治体の税収と地方交付税で賄われますという、こ

ういう結論になってきますね。そうしますと、義務教育の国庫負担が 3 分の 1 になった場合、各県への国庫負担金の減少額とその代替シフトされる所得譲与税の比較で表してみると、この 2 分の 1 が 3 分の 1 になったことによって、全国 47 都道府県の中で、北海道の場合はこれが 28 番目になります。不足額が 6,000 億円程度なのかな、そういう状況が出てくるということなのですね。だから、こういうような状況の中から 2 分の 1 が 3 分の 1 になることによって、3 分の 2 の負担が地方にはかかってくると思うのです。単純に計算してもそういうような状況ですから、それを考えてみたときに、国の責任において義務教育はきちんと責任を持って行くと、こういうことがこの義務教育の基本ではないかというふうに思います。三位一体の改革の影響が、こういうふうに出てきているということ。

それからもう一つは、先ほど授業料と言っていましたけれども、この端的な例で言いますと、父母負担の関係、それからいわゆる子供にかかわる部分なのですから、2005 年度から就学時援助の関係で変化が起きていますよね。

(教育) 学校教育課長

就学援助の関係につきましては、平成 17 年度から、今まで準要保護という、要保護に準じる家庭については国の方から補助金が出てございましたけれども、17 年度からは要保護に係る子供の分だけという形になってございます。

佐々木(勝)委員

それで、一つなのですから、今、小樽の就学援助を受けている数、要と準要に分けて、ここ 2 年、3 年ぐらいで、わかりましたら。

(教育) 学校教育課長

平成 16 年度については、準要保護が 2,170、要保護が 543 人です。17 年度については、準要保護が 2,138 人で、要保護が 514 人という形で推移してございます。

佐々木(勝)委員

それで、準要保護には該当しないということで、その分の負担は地方が受け持つことになると思うけれども、いかがですか。

(教育) 学校教育課長

私どもは今までは補助金化されたのは税源移譲という形で交付金化されるという形で聞いてございますので、その金額がいかほど小樽市に来ているか承知してございませんけれども、そういうふうな枠組みに変わったということで聞いております。

佐々木(勝)委員

全国的なベースで言いますと、大変いわゆる地方負担がかかって、準要保護に対する手だてができないということで、そこは見捨てると、こういう状況も多く出てきているというふう聞いてきました。

そういうことで、今、義務教育の関係の部分が地方にしわ寄せがいて、その財源をねん出するのに非常に大変な思いをします。国庫負担の関係で言いますと、さっきは授業料の関係を言いましたけれども、学用品・給食などの援助を受ける、いわゆるその辺のベース、子供が 4 年間で全国的には 4 倍の増と、こういう状況です。そういうような実態から、今まさに義務教育の基本になる義務教育論をしようと、それから国庫負担の割合を 3 分の 1 に変えることによって影響が大だということが言われていますので、義務教育の負担制度の部分の廃止・見直し、このところは十分に声を上げていかなければならないというふうに思っているところです。教育長、どう思われますか。

教育長

小樽市教育委員会のみならず、小樽市民がこのことについては皆さん、今、委員のおっしゃったとおりでございます、署名とか陳情に参ったり、そういう活動はしてございますし、これからは義務教育にかかわりましては、2 分の 1 が 3 分の 1 になりまして、当然市町村各都道府県はもちろんですけれども、市町村にしわ寄せがかかる

いうことで、そのような行動をしてみたいと思っています。

佐々木（勝）委員

教育環境整備について

教育環境整備のことで、具体的に今日報告がありました。いわゆる耐震化優先度調査の経過が報告されました。

3年前からこの辺のところは関心を持っていたところですよ。名称を統一している部分で言いますと、先ほど耐震化優先度調査、私も3年前ですか、しっかりした調査をするためには、一定の予算と申しますか、金額が要するというところだったのだけれども、この耐震化優先度調査、こういうことに目をつけて、そこから順番にやっていると、こういうような方法をとっているのは他の市でありますか。

（教育）総務管理課長

他の市で、ちょっと具体的なものを持ってきていませんけれども、17年度に耐震化優先度調査、国の委託事業として全額国から委託金をもらいまして行いました。その時点では、道内5市町村、小樽市含めて5市町村、16年度においてもたしか4市町村だったと思いますので、結構この制度を使ってやっているとは聞いております。

佐々木（勝）委員

それで、今の同じ耐震度、いわゆる優先度調査ということですよ。そうなのですね。私も現場を見に行っておりますけれども、コアをとって、そしてそれを調査にかけると。その作業を含めて、市の職員が出向いてやってきていると。ここまでやってきた検査の結果の部分がここに出ていますけれども、相当専門的な分析と申しますか、そういうことの内容を伴っているのですか。

（教育）総務管理課長

この調査に当たりましては、先ほども申しましたが目視調査、図面ではいろいろなはりとかそういう位置関係を確認しておりますし、現場に行きましては、さびの状況あるいはひびの状況というのは、個々に判定するに当たりましては文部科学省の指針の評価表がありまして、それに伴ってその中で詳細にA、B、Cとか、いろいろなランクがあります。それに合わせて、ひびの状況が全体の何パーセントあり、AとかBとか、そういうような事細かな目視調査をしておりますし、最終的には、先ほど委員がおっしゃいましたコンクリート強度の問題ということで、コアを壁から一部を採取してそれを測定した結果もこのようになってきまして、それらを総合した中で、このように今回順位を決定したというところでございます。

佐々木（勝）委員

ここの検査・調査をする業者はどこに出したのですか、。

（教育）総務管理課長

コアの調査実績ですけれども、16年度におきましては、株式会社須崎設計事務所。17年度におきましては、北海道調査測量株式会社で行っております。

佐々木（勝）委員

けれども、調査の結果、これだけ整理をされて、一覧になって出てきたことは評価したいというふうに思います。他の都市で、いろいろな面で、例えばこの後の問題があると大変なことなのだろうということだと思えます。それで、先ほど適正配置の関係等も整理しながら、組合せは大変難しくなっているという感じはするのですけれども、適正配置の議論が何かあったように聞きますけれども、適正配置が先なのか、耐震化工事が先なのか、その辺のところの部分微妙なところなのだろうと思えますけれども、そのかわり方というのか、もう一回整理してみます。いわゆる耐震化優先度調査の結果が出たと、順位はついたと、いつから始めるのかということは、適正配置の関係が整理できないうちは作業に入らないと、こういうことなのか、予算づけとの関係もありますから。この後の個々の展開はどういうふうになるのですか。

教育部川原次長

適正配置とのかかわりでございますけれども、今回示しておりますのは、あくまでも今後フローの中で示しておりますように、耐震診断・耐力度調査をどこからやっていくかという一つの目安を示したものだということで、今後、こういった診断に向けての計画づくりというものが一つあります。

一方、この適正配置の方ですけれども、適正配置につきましては、この今 7 月から選定いたします小樽市立学校規模・配置の在り方検討委員会の中で、規模、あり方、全市的な、それを議論して、一年半ほどをかけていってまいります。学校の適正配置は、あくまでも全市的な規模、配置、これを基本に考えていきたいと思っております。

ただ、今後、計画の策定の中では、この耐震化整備計画、これを要素の一つとして見ながら、最終的に学校の統廃合計画についてまとめていきたいと思っております。

佐々木（勝）委員

だから、順番にまず耐震化優先度調査をしましたと。それから次のステップに進みますね。そのステップを着手するとか、そのやる時期とか、可能な部分があるのだらうと思うけれども、その辺の見通しとか、それはどうですか。

（教育）総務管理課長

今後の進め方ですけれども、あくまでもこの耐震化優先度調査を終えた段階で、先ほどから申しておりますけれども、適正配置の計画との絡みもありますので、今後 19 年度、要するに今年と来年におきまして、これから関係部局と調整しながら、この優先度のあり方、そしてそれから耐震診断・耐力度調査、どこからやるかということとを 2 年間をかけて決定させていただき、できれば適正配置の第 1 次グループ準備開始に間に合わせられればというような考えを持っております。

佐々木（勝）委員

時間をかけてやるという話なので、アスベストのように緊急を要する場合、あわててやらなければならない、ということで、その部分に関しては、適宜実行しているということでは評価したいと思いますし、ただ耐震化優先度調査の結果が出た、それから次のステップまで 2 年うるかす形になるわけですね。ここのところは、実態が出たわけですから、その辺のところは計画を持ってやるということについては賛成しますけれども、それはそれとして、まずいいです。その次の展開をまた別な機会にやります。

通学路の安全対策について

通学路の安全対策の現状はどうなっていますか。

（教育）学校教育課長

通学路の安全につきましては、昨年から小学生が襲われる痛ましい事件が相当ございまして、教育委員会としても昨年全道でも初めてというぐらい、小学校・中学校の全児童・生徒に防犯ブザーを配布したり、それから当然安全マップとか、そういうものの整備を学校にさせていただいたり、それから子ども 110 番とか、そういう形でステッカーを張ったりを含めてやってございまして、昨年からですけれども、警察とか、そういった不審者情報につきましても各学校に緊急に電子メールで流したり、送ったり、そういった部分をやってございまして。最近ですと、防犯教室と申しましょうか、生徒を中心とした教室もやってございまして、それから先般は先生方を対象に、警察の方を講師に呼んで実際にまちを歩いたり、それから不審者が入ってきた場合の対応策、そういったことも当然やってございまして。

それから、最近の新聞報道の中で、各町内会を中心とした子供を守る組織ができてきてございまして、当然私たちも学校の方に、町内会の方に対してそういった連携を呼びかけてございまして。そのせいもあると思っておりますけれども、各市内、そういった組織ができてきてございまして、今後もそういった形で児童・生徒を守っていきたいというふうに思っております。

佐々木（勝）委員

私は前年度、議会で質問させていただいたことがあります。先ほどの質問と同じように、非常にそこに子供のかかりというか、子供が自分たちのまちについて結構いい感覚を持っていますから、まちづくりというか、そういうところに積極的に参加していくという状況づくりは必要かというふうに思い、マップづくりについても子供も参加しているのですね。危険な箇所というだけではなくて、どういうまちにしていかなければならないかというあたりも、これは課題ということになりますけれども、そういう行動に子供がどのように参加しているかということは、これからも私も見守っていきたいというふうに思います。

もう一つ、通学路のところでは、当然課題として道路整備の関係とか、よく通学路と名前がつくわけですが、けれども、実は、公式的には通学路というのはない。だから、そういう面で考えれば、やはり道路の安全確保、そういう整備等についてはどういうふうになっているか。

(教育) 学校教育課長

通学路の整備につきましては、以前、小学校の適正配置計画の中で、いろいろ説明会に行く中で、多くの父母の方から言われてございます。その中で、市の建設部の方と連携をして、例えばその側溝の整備とか、横断歩道のないところについては横断歩道につける白線をつけたり、そういったことをしてはございます。

ただ、実態を見ますと、極めてそのハードな部分については、費用の面も現実的な部分がございますので、非常に難しいところはあるというふうに感じてございますけれども、学校の方からそういった要請があって、私どもの方も建設部の方に要請していくことがあれば要請をしていきたいと思っております。

佐々木(勝)委員

雪の関係は、1年過ぎてまたこう次のステップになってくるわけだけでも、その雪対策といいますが、その部分に對しまして伺います。

(教育) 学校教育課長

雪対策ですけれども、今年の場合は非常に大雪でございました。それで、私どもの方も建設部の方と連携をして、今年は2回ほど、1月10日ぐらいと2月末ですね、通学路のパトロールをしてございます。そういう中で、屋根から解けた雪が落ちてきて危ない、通学路にかかっているようなところについては、建設部の方から指導をいただいたり、そういった活動をしてございますし、また学校の方から通学路が、例えば雪で埋まっているとか、学校給食輸送車が入らないとか、灯油が入らないとか、そういった情報もございますので、そういったものについては逐一建設部の方に要請をして、そういったところを子供が安全に学校に行けるような形で整備してございます。

佐々木(勝)委員

そう言っているうちに、もう冬があと何か月ぐらいで参ってきますから。そういう次善の策といいますが、この間の地域の中で、地域そのもの的な話し合いの場を持って、そこで解決していくと。大きな地域ごとにこういう話し合いをしていくというポイントももらっていますから、そういう意味も含めて協議といいますが、そういうところをしていってほしいというふうに思います。

新博物館基本計画の問題点について

新博物館の基本計画について、ずっとこう言われていますので、それで、現在、市長も、それから八木主幹も答えていますけれども、これだけスタートから現在まで、新博物館開設準備室長の方でも結構ですが、この基本構想計画に対して現在どんな問題点や課題があるというふうに押さえていますか。

(教育) 新博物館開設準備室長

要するに作業を進める上でどんな課題があるかということでございますが、今のところ、その課題を抽出するよりも準備作業に追われているというのが現状でございます。何しろこの基本計画に沿った形での実施設計に向けたための準備で今奔走している状態でございますので、今、この場で課題は何かと言われると、すべてが課題といえばすべてが課題なのかもしれませんが、ちょっと思いつかない現状でございます。

佐々木（勝）委員

課題というのはいっぱいこうありますね。問題点と言ったのね。私が聞いたのは、問題点をどういうふうに感じているかと、こういう聞き方をしたのです。例えば、いろいろなことで図面設計ができてきまして、けれども新博物館開設準備室長が描くところのそのイメージと、それから知り得る範囲の中で構想をつくっていけば、一体どんなその姿になるのかなと。私のイメージで言えば、とにかく科学館があそこへ行くと。科学館が向こうに行って、その科学館が充実した内容を持って、その部分が充実するのだと。博物館の関係で言えば、こちらに郷土館というのを残すというけれども、残った郷土館という名称で言いますけれども、その郷土館で一体何をするのか。行った先の博物館を見たら、レファレンスルームの 2 階に行ったら展示しますと、こうでしょう。だから、この構想そのものの計画というのが十分みんなに理解されていないというか、そういうところがあるのではないかと私の方ではこう思うのです。

だから、問題意識を持ちながらやはり計画づくりをしていくというのが基本かというふうに思うものですから、準備作業を一生懸命やっているうちは、それはいいのです。ただ、この間も話しましたがけれども、内容が同じで案がとれましたと。これからいろいろとみんなで話し合っていきますと、こういうことでしょう。だから、案の中で考えていったことが、案がとれて、今、こういうふうに姿があってというような、もう少し中身のあり方が、実施計画ということになるのでしょうか、そのあたりの受止めというか、このところを。

（教育）新博物館開設準備室長

基本的な概念にかかわる部分だと思いますが、まず現在のその色内にある博物館といいますのは、仮の博物館という形で移るといったということもございまして、展示室が従前より狭くなった。私も博物館活動をする上では、やはり少しでも大きな展示室が欲しいという希望がございました。今回の基本計画の骨格をなしていますのは、そういう博物館が持っているコレクション、言葉がちょっと適当でないかもしれませんが、収蔵庫に眠っているコレクション、それを何とか一般の市民の方々に公開したいと、その思いがまずございました。そういったことで、どうも今の博物館のイメージがそのまま手宮の方に行くと、そういうふうに予測されてしまっている嫌いもとみに感じるところではございますけれども、今、私たちは、現在の博物館は今の環境をできるだけ保持しながら、もう一つの展示室を手宮の旧交通記念館の中につくると、そういうイメージの中で進めております。それにプラスして、現在の科学館の機能もそこに持って行って、人的な環境を整えた上で総合的に、科学的・教育的に情報を発信できるようなものにしたいというのがこの基本計画の骨子をなしているところでございます。既成概念をどのようにして破って、新しいスタイルの館というイメージづけをするかということが問題点といえば問題点になるかもしれませんが。

佐々木（勝）委員

だから、そういうような中であって、とにかく少し延びましたよね、来年の 7 月ですからね。そういうイメージづくりというか、そういう具体的などころをその間にやはりもっと発信しなければならないことがあるだろうし。例えば人的な配置にしても、学校現場を見ましたら、やはり出前講座をやったり、学校へ出向いていきますよね。そういうあたりも、いわゆる面的だけでなく、人的な配置もきちんとこう組み立てられていくというふうにしなないとつじつまが合わない。そういう面で考えて、もう少しその新博物館開設準備室長が描いている部分と、それからそうでない部分というものの埋め合わせをしてください。

小樽市室内水泳プールについて

室内水泳プールの関係は先ほど秋山委員もこの話をしておりましたけれども、基本的に、さっき東田次長から話がありましたけれども、市営のましてや温水プール、市営温水プールというふうになんか名前を対してよしいのでしょうか。市営プールというこれに、市営に温水がつくのです。市営温水プールというもので押さえる。これからまた室内温水プールですね。だから、市営プール、市営プールとこう言っているのと、室内プールと言っているのと、

一緒にとらえていいのか。

(教育)室内水泳プール館長

現状のある駅前のプールの正式名称というのは、小樽市室内水泳プールでございますし、我々、この前段、東田次長から説明のありました将来的な部分につきましても、やはり利用者の皆様の声を聞けば、当然通年で利用ができる室内プールということからいいますと、室内で温水の水泳プールというような形になろうかというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

基本的な部分については、それを目指していくのだと。今ある場所では到底無理だというふうな判断に今立ちつつあるというのでしょうか。具体的に言うと、次の候補地というか、予算の関係もあるからこれについては別にして、その辺のところを考えれば、例えば室内水泳プール館長がよく話していたけれども、地域型の運動センターというのかな、こういうことから考えていけば、例えば体育館のところというか、いわゆる体育館のつくりの中に一つの温水プールをつくっていくと、こういうことも一つの方法ではないかというふうに、いつできるかはそれはちょっとあれですよ、できるわね、それ以外でも。そういうようなことについて具体では考えていますね。

教育部東田次長

4日間いろいろとプールについての御質問をいただきまして、その中で各会派の方からそれぞれ候補地なんかのお話もいただいてきております。しかしながら、我々としては、今、佐々木勝利委員がおっしゃるようなそのぐらゐの地域総合型というようなスポーツ施設、集落みたいなものが理想形ではありますけれども、必ずしもそこが適地かといったらそうはならないこともあるのではないかと。もちろんそうなることもあるでしょう。そういうことからいうと、要するに現時点では全くそのことに触れるような状況ではなくて、そこに作業を進めることすらできていないことが現状であります。

もしも仮にどこかということになれば、さまざまな利用者の皆さんからの意見を踏まえながら、やはり一番足が運びやすく、利用しやすく、なおかつ皆さんから終始愛されるスポーツ施設になるような場所というのを目指していくべきだというふうに思います。

佐々木(勝)委員

米艦寄港に際しての生徒指導について

キティホークの関係で、子供たちにこういうふうな指導をすると、事前指導といいますか、こういう部分がありますけれども、高校生ね、子供というと小中学生のほかに、18歳未満ですから子供と言っても高校生を含めてのいわゆる対策といいますか、これについての指導はどういうふうに考えていますか。

(教育)指導室長

米艦の寄港にかかわりましての、いわゆる子供への生徒指導の対応ということで、私どもが所管しているところは小学生・中学生でございまして、そういう部分での指導については再三話させていただいているとおり、丁寧な指導させていただきたいと思っておりますし、家庭にも十分協力をさせていただきたいということで考えてございます。

今、委員から指摘のあった高等学校につきましては、所管が違うということで、冷たい答弁にならないようにさせていただこうとは思っているわけですが、この部分、どうしても所管をしていないところで、当然高等学校はそれなりの組織、生徒指導にかかわっての協議会等もお持ちでございますので、これまでの経過を踏まえながらとらえられていくものではないかというふうに考えてございます。

総務部長

一応、私ども、今定例会終了後といいますか、来週の初めぐらいには、道の関係するところにいろいろなお願いをしたりなんなり、要請したりする場面がありまして、札幌の方へ行きますので、そのときに、もしできれば道教委の方に小樽市の高校のそういった生徒指導についても要請をするということも検討してみたいと思っております。

委員長

以上をもって、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 50 分

再開 午後 5 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 6 号、議案第 19 号及び第 24 号は否決、議案第 31 号は可決、本委員会に新たに付託されました陳情第 364 号については継続審査、その他の案件については採択の討論をいたします。

議案第 6 号です。基本的には、行政改革の一端としての職員の削減に追認はできません。

議案第 19 号です。本委員会で報告を受けました小樽市消防長期構想で、消防団の重要性にも触れていますが、制令改正によるものとはいえ、補償額の削減は認めがたいものがあります。

議案第 24 号、銭函パークゴルフの指定管理者制度の導入についてです。いろいろ論議させていただきましたけれども、自主事業の展開などの論理が入ってきますと、だれでもいつでも一定の条件の下でスポーツを楽しむことができるというスポーツ施設設置の趣旨が損なわれるおそれがあります。指定管理者制度を認めがたいものがあります。

議案第 31 号です。今回のキティホーク入港に関する論議の中でも、改めて生徒の皆さんの指導、家庭への教育が必要になってくるという答えをいただいています。そういった気苦労をしなくても済むように、核搭載可能な戦艦については入港できない、そのようにしようではありませんか。

詳しくは本会議で述べることにしまして、皆さんの賛同をお願いしまして、討論といたします。

委員長

自民党、山田委員。

山田委員

それでは、小樽市室内水泳プールに関する陳情について、継続審査とする討論をいたします。

小樽市室内水泳プールは、市民の健康維持、高齢者や障害者の機能維持・回復等に寄与されていることと思います。我が党も市営のプールの必要性は十分認識しているところです。ただ、今回の小樽駅前第 3 ビル周辺再開発事業の概要はまだ委細が明らかになっておりません。

よって、自由民主党を代表して、継続審査とし、詳しくは本会議にて行います。

委員長

平成会、上野委員。

上野委員

議案第 31 号小樽市非核港湾条例案につきましては、平成会といたしまして検討した結果、前回に引き続きまして、今回も棄権とさせていただきます。棄権の態度は自席にて行います。詳しくは本会議で述べさせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第31号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第355号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第6号、第19号及び第24号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号、第84号、第85号、第87号ないし第89号、第91号、第96号、第97号、第103号ないし第107号、第111号、第113号、第115号、第119号ないし第121号、第123号、第126号ないし第128号、第130号、第133号、第138号、第140号、第141号、第143号ないし第152号、第156号ないし第166号、第168号ないし第174号、第176号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第224号、第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号ないし第313号、第315号、第317号ないし第347号、第365号ないし第372号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第364号並びに所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。